

第百七十七回
国会

参議院内閣委員会會議録第三号

平成二十三年三月三十一日(木曜日)

午前九時開会

委員の異動

三月二十八日

辞任

牧山ひろえ君

補欠選任

蓮 舩君

三月二十九日

辞任

金子 恵美君

補欠選任

牧山ひろえ君

三月三十日

辞任

蓮 舩君

補欠選任

齋藤 嘉隆君

岩城 光英君

中曾根弘文君

熊谷 大君

宇都 隆史君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

松井 孝治君

相原久美子君

大久保潔重君

宮沢 洋一君

山谷えり子君

委員

植松恵美子君

江崎 孝君

岡崎トミ子君

齋藤 嘉隆君

芝 博一君

平野 達男君

牧山ひろえ君

宇都 隆史君

岡田 広君

熊谷 大君

山東 昭子君

国務大臣

国務大臣
(国家公安委員長)

松村 龍二君

国務大臣
(内閣府特命担当大臣)

谷合 正明君

国務大臣
(内閣府特命担当大臣)

小野 次郎君

国務大臣
(内閣府特命担当大臣)

糸数 慶子君

国務大臣
(内閣府特命担当大臣)

中野 寛成君

国務大臣
(内閣府特命担当大臣)

玄葉光一郎君

国務大臣
(内閣府特命担当大臣)

蓮 舩君

国務大臣
(内閣府特命担当大臣)

片山 善博君

国務大臣
(内閣府特命担当大臣)

与謝野 馨君

国務大臣
(内閣府特命担当大臣)

福田 哲郎君

国務大臣
(内閣府特命担当大臣)

東 祥三君

国務大臣
(内閣府特命担当大臣)

小川 敏夫君

国務大臣
(内閣府特命担当大臣)

櫻井 充君

国務大臣
(内閣府特命担当大臣)

逢坂 誠二君

国務大臣
(内閣府特命担当大臣)

樋高 剛君

国務大臣
(内閣府特命担当大臣)

五十嵐吉郎君

政府参考人

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣府大臣官房
審議官

内閣府政策統括
官

内閣府政策統括
官

内閣府男女共同
参画局長

内閣府沖繩振興
局長

法務大臣官房審
議官

外務省北米局長

文部科学省生涯
学習政策局長

厚生労働省健康
局長

厚生労働省社
会・援護局長

農林水産省農村
振興局長

経済産業大臣官
房審議官

中小企業庁事業
環境部長

国土交通省自動
車交通局長

観光庁次長

環境大臣官房廃
棄物・リサイクル
対策部長

防衛省防衛政策
局長

防衛省地方協力
局長

長谷川彰一君

清水 治君

村木 厚子君

岡島 敦子君

大辻 義弘君

甲斐 行夫君

梅本 和義君

板東久美子君

外山 千也君

清水美智夫君

吉村 馨君

中西 宏典君

伊藤 仁君

中田 徹君

武藤 浩君

伊藤 哲夫君

高見澤將林君

井上 源三君

する件)

(行政刷新及び食品安全の基本方針に関する件)

(経済財政政策、少子化対策、男女共同参画及び社会保障・税一体改革の基本方針に関する件)

(国家戦略、「新しい公共」、科学技術政策及び宇宙開発の基本方針に関する件)

(地域主権推進及び地域活性化の基本方針に関する件)

○内閣府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松井孝治君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、金子恵美君、岩城光英君及び中曾根弘文君が委員を辞任され、その補欠として熊谷大君、宇都隆史君及び齋藤嘉隆君が選任されました。

○委員長(松井孝治君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

内閣の重要政策及び警察等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として内閣府大臣官房審議官長谷川彰一君外十五名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を議題とし、去る十日に聴取いたしました内閣府大臣の所信に対し、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○谷合正明君 公明党の谷合です。早速質問に移らせていただきますが、昨日、東電の勝俣会長が会見をされました。謝罪、また福島第一原子力発電所の一号機から四号機の廃炉についても言及をされました。

私は、内容そのものもそうなんですが、内容そのものより会見そのものが遅かったのではないかなど。そもそも、十三日に清水社長が公の前に出てきました。それ以来、経営者の最高責任者が出てきたのが昨日、ようやく会長ということでございました。その間、社長の入院等があったのかも

しませんが、いずれにせよ、東京電力のいわゆる原発の最前線で働いていらっしゃる方あるいは関連会社で働いている方のその作業に比べると、経営側の、責任者側の何か私はもう少し誠意があってもいいのではないかと、そういうふうな率直に受け止めましたが、実際にこの原発対応に当たられている福山副社長に、昨日の会見また東電の経営責任についてどのように考えていらっしゃるのか、率直なお考えをお聞かせください。

○内閣官房副長官(福山哲郎君) まず冒頭、与野党の委員の先生におかれましては、国会についていろんな形で御協力をいただいておりますこと、心からまず御礼を申し上げます。

その上で、谷合委員にお答えを申し上げます。会見が遅かったのではないかと御指摘でございますが、昨日の勝俣会長の会見、御自身から見ても時間がたってしまったことに対し、大変申し訳なく思っておりますという御発言があるように、会長自身にもそういう認識があったというふう

に、私も、震災が発生以降、ずっと東電側と接触というのか協議をやっている者として、やはり優先的には福島第一原発の事故の対応について、本

当に瞬時瞬時に判断をしていかなければいけない状況であったということ間違いないと思いま

す。

それぞれの段階においてこれから検証がなされるというふうに思いますが、私自身は、昨日の勝俣会長が対応が遅かったことを素直に冒頭認められた、対応が遅かったというか、会見等の対応が遅かったことについて素直に認められていること、それから現状については、まず一義的にこの事故の処理について一日も早く収束を、東電側もそして政府側も関係省もみんな願ひながらとにかく全力を尽くしているということで、現状について、経営責任について政府として言及する段階ではないというふうな理解をしております。

○谷合正明君 とにかく今信頼が非常に失われている状況だということは、もう皆がそう思っているわけでありまして、私は、とにかくこの原子力

の問題については、まあ私も含めてこの対応に全力を尽くしていかなければならないわけでありま

すが、その当事者でもある東京電力の対応というのはいささか、毎日のように官房長官が国民の前でメッセージを発しているその努力の姿に對し

て、なかなかその姿が見えてこない、そこに私は憤りを感じているのでございますので、冒頭

そのような質問をさせていただきました。

それでは、私は、実は先日、月曜日であります

いいのかわからないといったこともあります。

まず冒頭に、今日はせっかく片山地域主権の担当大臣にお越しいただいております。鳥取の知事も御経験されておられますので、そうした被災地域、被災自治体が今後都市再生あるいは地域再生、どのようにやっていけばいいのか。こ

れは国が全部考えるわけでもないかもしれないが、大臣としてはどのように今考えていらっしゃるのかと。これも、津波の被害あるいは原発の被害を受けている自治体によって全くこれは大きく異なると思いますが、まず大臣の率直な御見解をお聞かせいただければと思います。

○国務大臣(片山善博君) 幾つかの視点があると思いますが、私も鳥取県の知事をやっておりますときに大きな地震に見舞われまして、そのときの体験も踏まえて申し上げますと、あした大きな災害があったときに一番何が大切かといいますと、それは、今日の非常に悲しんでいる、絶望している被災者の皆さんのことを第一義に考え

る、これが必要だろうと思ひます。被災者の皆さんの絶望を少しなりとも希望を持てるように変えてあげること、不安をできるだけ安心に変えること、これが一番大事だろうと思ひます。

それをする主体は第一義的には市町村であります。ただ、今次の災害は市町村が壊滅的な打撃を受けているところが多いものですから、その分県が相当程度補完をしなければいけない。普通の災害でも県が補完をしますけれども、今回の場合はかなり県の役割が大きくなるだろうと思ひます

し、それを含めて今度は国が包括的な支援をするという、こういう構図になるだろうと思ひます。今後のことでも、多分今回の被災地、この津波災害の被災地は鳥取県で被災をしたところと似たような状況にある。それは、過疎化が進み高齢化が進みということでありまして、就業機会がなかなか得られない、第一次産業が中心という、こういう

共通性がありまして、そういう過疎化、高齢化が進んだところではないかと、できるだけ元の環境

を取り戻してあげることが私は当時必要だと思ひました。もう七十、八十の方々が全く新しい環境で暮らすということはこれは相当困難が伴います。できるだけ元のままに、元の環境を取り戻してあげる。ただ、今回の場合には、肉親を失い、家財の一切を失いということ、元どおりには到底できませんけれども、でも、できるだけ元の環境に近い形を復元してあげるといふ、これが目標になるだろうと思ひます。

ただ、今回の場合、また違ひますのは、元の場所は大津波に洗われたということで、災害のリスクを抱えた土地柄でありますから、そうしますと住まい方もおのずから異なってくるだろうと思ひます。そうしますと、新しい町づくりといひますか、安全とか安心とか癒やしとか、そういう要素を込めた町づくりが必要になってくるだろうと思ひます。

こんなことを私は今想定しておりますので、これ

をできる限り市町村が住民の皆さん方の考え方、意思というものを踏まえて町づくりの再生プランというものを作られる、それを県が全面的にバックアップし国が支えるという、こういう構図を今

描いておりますので、私も生活支援の本部の方で本部長代理をしておりますので、こんな考え方も皆さんに伝えながらこれからの復興計画というものに反映させていければと思ひているところであります。

○谷合正明君 被災者の絶望を希望に変えていく、不安から安心へとということでございますが、まず、避難所の生活、これを私は長期化、既にもう長期化になっているわけですが、この長期化を避けるべきであると思ひております。このままでいくと本当に二次被害、特に高齢者が避難所にいます。既にもう医療の問題から介護の問題というステージに今入っているという印象も受けま

す。

いずれにしても、この避難所からいつ今度は仮設住宅、あるいは二次的な避難場所、これはホテル、旅館等あります、こうしたところにいつ次に

移動できるのか、これが先が見通せない。現地でも、いつ行きますよ、いつ入れますよということとをなかなか答えられない、そこで、なかなか被災者の方も確実な安心を得ることができないという状況であるということをつぶさに痛感してまいりました。

そこで、仮設住宅でございますが、この早期着工が必要であります。それに対して需要と供給が今どのようなバランスになっているのかということとでございまして、この点について、また今後の見通しについて今どのように政府が把握されているのか、答えていただきたいと思います。

○副大臣(東祥三君) お答えさせていただきます。まず、仮設住宅については、岩手県が八千八百戸、宮城県が一万户、福島県が一万四千戸を当面の必要戸数としていただいております。また、三月十四日の時点で国土交通大臣から住宅生産団体連合会に対して、おむね二か月で少なくとも約三万戸程度が供給できるように要請したところであります。三月三十日現在、既に岩手県で十一地区一千三百七十八戸、宮城県で十三地区二千二百一戸、福島県で九地区六百三十一戸が着工しております。計三十三地区で現在までのところ三千二百十戸であります。

今後の見通しについてでございますが、谷合委員御案内のとおり、現場を見られ、最大の課題は仮設住宅用地の確保にあります。それさえできれば、五月末までの間にこの三万戸、これが可能になるんですが、それもひとえに仮設住宅用地の確保をどれだけできるかと、そこに懸かっている状況であります。

○谷合正明君 報道では、総理が週末に陸前高田等を訪れると聞いているわけですが、陸前高田では四千戸を岩手県に要請している中で、現時点で着工しているのが三十六戸でございます。

おっしゃったとおり、その用地の確保が最大のネックとなっているわけですが、マクロの数字を今お伺いしたわけですが、現実には個別個

別の、その人その人がいつ本当に入れるのかというところの答えがないとなかなか本当に厳しいなと思われました。特に、用地の確保が前提となった五月末までの三万戸でございますので、じゃあ、あと何か月後には入居できるんですかというところの確証がないところが本当に今課題だと思っております。

この障壁を取り除いていくことを、是非政府が調整機能も発揮いただいで対応していただきたいと思えます。総理が現地、被災地に行った、しかし、この仮設住宅の話について明示的なことが申し上げられないというのであれば、これは本当に何しに行ったんだというような話になりかねないと思えます。

もう一つお聞きしたいのは、生活再建資金の確保でございます。仮設住宅に入ると、次は生活再建資金をどのように確保していくかということとでございます。仕事を失っている状況等を鑑みますと、まず公的な資金というものが私は支えになるんではないかと思えます。例えば被災者生活再建支援、この法律に基づいて支給されるものでございますが、これについて、原則、罹災証明を必要とするということとでございます。

私は、この罹災証明についてはいろいろな緩和をされているとお伺いしているわけでありまして、とにかく生活再建資金、例えばこの被災者生活再建支援法であれば基礎支援金百万円、この支給を急ぐべきであると思えます。求める方についてはですね、こうしたことを考えていくとき、この罹災証明というのはどうなっているのかと。発行できていない被災自治体というのはどのくらいあるのか、またそうした自治体を今後どのように国としては支援していく考えなのか、この辺含めてちよっとお答えいただきたいと思います。

○大臣政務官(逢坂誠二君) 罹災証明の関係については私から答弁させていただきますが、罹災証明というのは国の法律に基づいて発行するもので

はございません。申請にあった事実を市町村長が確認をして、その事実が確認できればいわゆる証明ができるという性格のものでございます。その意味からしますと、今委員御指摘のとおり、事実が確認できない区域がある場合はいわゆる罹災証明は発行できないということになります。

今回の場合、事実が確認できない区域というのはどこかということ、例えば福島県でございますと、避難の指示が出ているような地域、その地域には入ることができませんので、いろいろな事実が確認できない。そういったところについては罹災証明が発行できないということになるわけでございます。しかし、委員御指摘のとおり、それではちよっと困るということもございまして、福島県の方でいろいろ工夫をいたしまして、要するに簡便な方法で、現地確認を行わなくても、罹災証明に代わるものとして被災証明書というようなものを福島県が発行するというのを福島県が決めたところでございます。

こうしたことを受けて、国の方で、まず総務省と被災者生活支援特別対策本部の連名で各都道府県に対して、罹災証明じゃなくて、福島県が発行しているような被災証明書を受け付けてほしいと、同等の取扱いをしてほしいという通知をしているところでございます。さらにもう一つが、運転免許証などの住所から原発の避難指示区域にお住まいになっている方だということが分かれば被災証明書を発行できるんだということも併せて各都道府県に通知をしているところでございます。

以上です。

○谷合正明君 確認ですが、被災証明書で被災者生活再建支援法の基礎支援金というの受けることはできるんですか。

なかなか罹災証明を早期に発行できないという自治体が今、津波の被害を受けた自治体でもあると私認識しているわけですが、いざいざにしても、ここを手掛かりに被災者の方の生活が始まっていくと言っても過言ではないところがあると思いますので、多分、この罹災証明というのは結構ネックなんじゃないかと。遠く離れた地域に行ってしまう場合もあります。被災者の方が、で、一々また地元の、自分の住んでいた自治体に行かないと罹災証明を発行できないとかいうことも、この緊急ステージにおいてはちよっと酷なのではないかなと思っております。この受入れ自治体罹災証明というのを発行することというのは可能なのかなと。この辺どうでしょう。

○大臣政務官(逢坂誠二君) 罹災証明を発行するときに、私自身の体験からも申し上げまして、一つ大事なものは本人確認であります。運転免許証のようなものがあれば、写真も付いていますし、本人確認が容易に可能になるので、これ罹災証明書の発行は割とスムーズにいくかというふうに思います。

しかし、今回の場合、運転免許証ももうなくなったという方もいらっしゃると思いますので、そういう場合においては、口頭で本人しか知り得ない事実なんかをお話いただくことによつて本人確認をするといったようなことも場合によっては必要になってくるというふうに考えております。これがまず一つです。

それから、委員御指摘の、本人が居住していないよその自治体へ行って罹災証明が発行してもいいよその自治体へ行っては、その事実の確認というところがやはり一つの前提になりますので、現実的には、よその市町村長がよその自治体の方の罹災証明を出すというのは、これは現実的には難しいのではないかと今私は考えておりますが、しかしこれからまた様々なケースが出てきようと思えます。自治体からの今後要望なども踏まえまして、そういった様々なケースに対してどう対応できるか考えてみたいというふうに思

います。

○谷合正明君 是非、自治体の立場というよりは被災者の立場に立った視点で対応していただきたいと思っています。

もう一つ、不安から安心へということだと思います。身近なところで今いわゆる法律相談、これを是非ともお願いしたいと。昨日も私、日弁連の方からお伺いしましたけれども、とにかく今、よく電話も復旧し始めてきて相談件数ももう結構増えてきているわけですね。電話相談もそうですし、直接現地でこの法律マターの相談を受けるケースが多いということをお伺いしております。

しかし、被災地そのものには弁護士が少ない地域も結構多いわけがあります。私はまず、例えば当座の資金確保であるとか各種支払の猶予であるとか、あるいは今後の仕事、雇用関係のマターであるとか、被災者の心配事は絶えないわけでございますので、この相談体制、特に法律相談体制の強化というものを図っていくべきじゃないかと、法テラスなどと連携しながらやっていくと。とにかく、こうしたことを取り急ぎやっていただきたいというふうに思っているわけでありまして、この辺について答弁いただけますか。

○副大臣(東祥三君) おっしゃるとおり、被災者の方々は本当にいろいろな悩みを抱えていらつしやいます。今後の暮らしの再建に当たっての必要となるお金あるいは住まい、あるいはまた仕事、様々な悩みを抱えられているものと十分承知しております。

一方、委員、現場を御視察されてお分かりのとおり、避難所の状況というのは様々であります。また、避難所に入られていない方々もたくさんいらつしやいます。そういった悩みにこたえるための各種の相談に関する情報提供を行う際にも、インターネットなどかあるいはまたテレビに接することのできる場所があれば、またこれが極めて難しいところもあります。こうした状況を踏まえ、様々な方法で工夫しているところであります。政府としては、官邸ホームページで被災者の

方々に対して、金融の相談、中小企業の相談、公営住宅への入居相談など、暮らしの再建に向けた様々な相談窓口の連絡先の情報等を提供しております。また、ラジオやテレビのテロップも活用して各種の相談についての情報を発信しているところであります。

こうした取組に加えて、昨日であります、壁新聞を発行して、県、市町村及び自衛隊の御協力を得ながら被災地の各避難所に張り出して、メディアによる情報が得づらいた避難所にも生活支援情報を提供し始めているところであります。

議員御指摘のとおり、避難所における相談機能の確立は極めて重要な課題であると認識しておりますが、被災者の方々ができるだけ早期に生活を再建できるよう、各種の機関とも連携しつつ、相談機能の充実のための様々な取組を一層進めてまいりたいというふうに思っています。

○谷合正明君 ボランティア、NPO等の質問に移らせていただきます。

今、中央共同募金会で、義援金とは別に災害支援制度ということで募金を受け付けております。この制度に応募すれば、現地で支援活動をするNPO団体、ボランティア団体がその助成を受けることができるわけですが、私は、実はルールがあつて、これは人件費に充ててはいけませんという原則があります。これ場合によっては、活動内容によってはもう少し柔軟に見直してよいのではないかと思っておりますが、ここについて、見直すべきであるということについて答弁していただけますか。

○政府参考人(清水美智夫君) 中央共同募金会が募集してございますボランティア、NPO活動支援のための寄附金は、今回の震災におきます被災者救援活動への助成を目的としてございます。この寄附金にしまして、中央共同募金会が財務大臣の指定を受けるために申請した申請書におきましては人件費をその助成対象から除くということが明記されていたという経緯がございます。また、中央共同募金会の募金PRにおきまして、ボ

ランティア、NPO活動支援のための寄附金ということでは一般に呼びかけております。この表現からは必ずしも寄附者の方々は人件費助成に回るというイメージを抱いておられないのではないかと、また御理解が得られるのかどうかという問題がございます。

いずれにしても、私も役所といたしましては、指定の際にはいろいろと関与することはあるわけですが、一旦指定がされた後には、配分の基準でございまして対象費用は中央共同募金会の中にございまして民間人によります配分委員会決定ということになってございます。

私もとしましては、違法でございましてとか指定時の枠組みを超えるといったことについて物申すことはともかくといたしまして、この枠組みの中で、どの項目でございましてとかどの分野に配分すべきといったことについて物を申すということとはなかなか難しいと、差し控えるべきことではないかなというふうに考えてございます。御理解を賜りたいと思います。

○谷合正明君 指定された後にはなかなか物申せないとおっしゃいますが、実際のところはやっぱり財務省ですとか厚労省が、この結構言っているんです、やはり人件費は駄目だ。それは、一律にそういうところは私は直した方がいいと思います。これ別の、話すと長くなりますけれども、私もNPOとか団体で仕事をしてくて、この規定には相当苦しめられました。ボランティアは無償であるべきだという根拠がそもそも官僚の中に流れていると思います。ここを払拭していただかない限り、ここは打開策はないと思います。

その上で新しい公共の担当大臣に、この上記に関連してですけれども、現地で支援活動をする団体がより活動しやすいような対応というものを是非望みたいわけですが、担当大臣の御所見を伺いたいと思います。

○国務大臣(玄葉光一郎君) 人は支え合ってしか生きられないというのが、今、谷合委員がおっしゃった新しい公共の一つの原点だというふう

考えています。したがって、自発的に公益的な活動に参加するという新しい公共の出番がこれからますます重要になってくるし、そういう局面にこの大震災も入ってきたと、こういう局面ではないかなというふうに考えております。

一つは、たしか三月十八日付だったと思いますが、補正予算で交付をさせていただいた、都道府県に、それぞれの基金の活用について、今回の被災者あるいは今後の復旧復興、こういった活動に、そのニーズにでき得るだけ御配慮をいただくようにという要請を都道府県にさせていただいております。同時に、新しい公共の推進会議で、今、谷合委員がおっしゃったようなことについて議論をしよう、そして行動に移そうというところで、これは私自身も考えていたところに、松井委員長のアドバイスも実はございましたけれども、来週その推進会議を開いて、より具体的な行動、何ができるかということについて議論をして、一定の結論を出してしっかりと前へ向かって進んでいくことをさせていただきたいというふうに思っております。

○谷合正明君 時間が来ましたので終わりますが、そのほかの今日は質問しようと思っていた項目について、例えば青年海外協力隊、ODAの予算ですけれども、こうしたものを、東北版の国内協力隊というようなことも創設したらどうかとか私は思いますし、それから今日、蓮舂大臣にお越しいただいて質問できなかったんですけれども、とにかく電力確保については夏場が正念場ですから、それに向けて今からしっかりと対策を練っていただかないといけないと思いますが、サマータイムの導入だとか時間差通勤とか、この辺も本当に前もって準備していないと間に合わないと思いますので、この辺をしっかりとやっていただきたいということを申し上げまして、私の質問とさせていただきます。

以上です。
○山谷えり子君 自由民主党、山谷えり子でございます。

東日本大震災、亡くなられた皆様の御冥福をお祈りいたします。また、被害に遭われた皆様のお見舞いを申し上げます。また、復興復旧支援で活動してくださっております自衛隊、警察、消防、あるいは関係者の皆様にご感謝申し上げます。また、各国からの御支援、大変に感謝申し上げます。また、困難な状況の中でも、外国の報道、メディアなども報道しましたけれども、日本人の思いやりと冷静さを失わない行動、高く評価されております。すばらしい民族のDNAであり、また国柄だというふうに思っております。

先日の委嘱審査で、宮沢委員と与謝野大臣の間で税と社会保障の一体改革についてのいろいろな意見、やり取りがございました。宮沢委員は、二〇三五年には第二次ベビーブーマー世代が六十五歳になる、また団塊の世代も八十代の後半になると。そうしますと、二〇三三年から二五年までにプライマリバランスを回復したとしても、消費税を二〇％に上げたとしても、今の年金、医療、介護、財源が賄えないのではないかとというような問題提起がございましたが、与謝野大臣は、ヨーロッパに学んだ日本の社会保障制度はすばらしいものだと、そして六月をめでたまとめていくとおっしゃられました。このタイムスケジュールは今どうなっているか、このタイムスケジュールは今の状況でございます。しかし、税・社会保障の一体改革はそれだからといって放置していいものではありません。したがって、私の下であらゆる方の意見をお伺いし、四月の末には社会保障の一体改革案をお示しする、六月には社会保障と税の一体改革の案をお示しできるように全力を挙げたいと思っております。

ただし、総理、官房長官、関係閣僚の御協力はその間得られませんでした。それぞれの省の代表の方々、あるいは、その都度総理、官房長官に御報告しながら、四月、六月のスケジュールは何とか守らなければならないと思っております。

○山谷えり子 子 スケジュールを守ってやっていきたいということですが、ヨーロッパから学んだものという、ここに私はもっと問題意識を今持ち直すべきではないかと思うんです。一神教の個人主義、そしていろいろな王様のいる大きな家族のように、我が国は本当に天皇陛下を頂き、年皇紀二六七一年ですね、世界には見られない最も長い歴史と価値観、国柄を持つ国でございます。

反スターリンの作家、反共の作家ソルジェニツインが一九八二年に来日したときに、日本にはヨーロッパにはない家族的な価値、そうしたものがあると。個人より家族を中心にして、道徳も美的意識で考える、そして伝統的価値観がある非常に希有な国だということにおっしゃられたんですね。私は、この強みを生かさないで、幾ら財源を求めても、これはもう本場に立ち行かないのではなかというふうに思います。つまり、家族と地域のきずなを守る、再生するというような形で税制とか諸施策を組み直していくことを改めて考え方の中心に入れていただきたいというふうに思うんです。

自民党は、平成十八年の小泉内閣のとき、安倍官房長官の下で各省の政務官があつたかハッピープロジェクトということで官邸に集まって、こうした家族と地域のきずな再生という形で諸施策、税制を変えられないかという検討会を開きました。経済優先、個人優先の価値観とは異なる価値観で、命を継承していく重要性を基に考えていくというもので、三世同居、近居の支援、平成二十一年の内閣の税制改正の要望の中に、不動産取得税、所得税、固定資産税の減税策をこうした視点から打ち出しているわけですね。それから、より多くの子供を持つ家庭が有利になるような税制も検討してはどうかということも提言しました。この辺はいかがでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨) 日本は社会保障制度というものは、私はヨーロッパ由来なものだと思つて

おります。ただ、ヨーロッパ由来でやや社民主義的な考え方が入った社会保障制度を導入したと思つておりますけれども、そこはやはり日本人が知恵を働かせて、高福祉高負担ではなくて中福祉中負担と、やはり自助、共助、公助、この三つがバランスが取れた社会保障制度を構築しようというのが長い間の自民党の歴史の中での努力であると思つております。

私は、この中福祉中負担という考え方は今後の社会保障制度の改革の中に生かされるべきものであつて、何から何まで公に頼ると、そのような制度は持続可能ではないと思つております。中福祉中負担が日本の社会的な風土、あるいは歴史、国民性に最も合ったものだと思つております。

言ってみれば、アメリカの社会保障制度が自分のことは自分でやれという制度であるとすれば、スウェーデンなどの制度は生まれてから亡くなるまでのあらゆることに公が関与すると。多分、日本の社会保障制度はこれからも、国の名前を挙げて恐縮なんですけれども、アメリカとスウェーデンの中間ぐらいに位置する中福祉中負担制度というのが国民の物の考え方一番合っているんだらうと、私はそういうふうに思つております。

○山谷えり子 子 スウェーデンは、家族解体や青少年の自殺率も高まりまして、非常に悩みを今抱えているところなんです。だからこそ、日本モデルというのを一つとプライドを持って立て直すべきではないかと思つております。

与謝野品子様、おばあちゃんは何人お子様を産み、育てられましたでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨) 十一人なんです。一人だけ里子に出しております。

○山谷えり子 子 そうなんです。十一人の子供を御出産なさつて、出産は光輝、光り輝く、そして子供は歓喜、喜びだというふうにおっしゃっていらつしやるんです。

第三次男女共同参画基本計画、昨年末、十二月十七日閣議決定されました。男女が互いに協力し支え合う社会の形成は大切ですが、随所に日本の

国柄、国民の思いとは懸け離れた考え方が含まれていると感じております。

与謝野大臣は男女共同参画担当大臣も兼ねていらつしやるけれども、例えば施策の基本的方向として、「男性片働きを前提とした世帯単位から個人単位の制度・慣行への移行」と。世帯単位ではなくて、個人単位の制度、慣行に移行していくと。つまり、社会の基礎単位を家族ではなくて個人に持っていきたいというふうな基本政策の下につくられていますが、これはこういう考えでございますか、与謝野大臣。

○国務大臣(与謝野馨) 男女共同参画社会基本法第六条においても、男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の教育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として行われなければならないと定めており、男女共同参画社会という考え方は家族を大切なものとして位置付けていると私は考えております。

○山谷えり子 子 民主党政権は今年の一月から扶養控除など廃止しています。そして、この第三次男女共同参画基本計画、これは福島担当大臣の下で仙谷官房長官がかなり深く関与されて、そして岡崎トミ子大臣の下で閣議決定されたものなんです。

ここで、税制の見直しとして、「配偶者控除の縮小・廃止を含めた税制の見直しの検討を進める」というふうに書いてあります。扶養控除の縮小、廃止して、そして来年には配偶者控除の縮小、廃止も民主党は考えているわけですが、これでは家族を大事にするではなくて、家族解体税制を進めるといふことなんです。

○国務大臣(与謝野馨) 私は、家庭で家事労働をしている女性の方というのは、これは労働と考えるよりも非常に大きな社会的貢献をしているわけですから、専業主婦の立場というものはやっぱりきちんと税制の上でも守っていく必要があると

思っておりまして、共働きを前提にした税制ではなくて、やはり家事労働をしている専業主婦がたくさんおられるということを前提にした税制でなければならぬと私は思っております。

○山谷えり子君 是非その考え方の下で、もう一歩進んだ、家族をむしろ守る、扶養控除、配偶者控除を上げていいじゃないかと、あるいは三世代同居、近居を優遇してもいいじゃないかというところまで踏み込んだ考え方を今度の社会保障と税の一体改革の中に入れていただきたいと思っています。

仙谷官房長官は、自衛隊は暴力装置なんておっしゃって、学生運動をなさった四十年前から頭がやっぱり変わらないんだと、左派思想の考え方ですね。専業主婦に關しても、去年、全国私立保育園連盟でこんなことを言っていたらいいやうなんです。『日本は極めて極端な子育て観、女性の位置付け観を持ったへんちくりんな国として世界の諸国から置き去りにされる危機感を持っています。なぜそうなってしまったのか。そこには専業主婦の存在があります。専業主婦というのは、日本の戦後の一時期、約五十年ほどの間に現れた特異な現象です。工業化社会がうまくいって、働く人の大層をサラリーマンが占めるという一時的な社会構造が生み出したものです。そのために、働く女性が結婚し、働きながら子供を産み、働きながら家庭を運営し子育てをするという普通に行われてきた女性の環境が充実されないままになりました。もうそんな時代は終わったのに、それに気が付かず専業主婦という病気を引きずっていることが大問題なのです。』と。

この考え方と与謝野大臣は違うということです。○国務大臣(与謝野馨君) 多分違うんじゃないかと思えます。

○山谷えり子君 第三次男女共同参画基本計画の中には、家族に関する法制の整備ということで、選択的夫婦別氏制度の導入ということもあります。事実婚とか一人親家庭、あるいは千葉景子元

法務大臣は戸籍の解体が最終目標というようなこともおっしゃられていたわけですが、そうではなくて、社会の基礎単位は家族だという、これをしっかりと軸に入れたいろいろな改革を進めていただきたいというふうに思っています。

ゼロ歳児保育に今幾らぐらい一か月掛かっていると思われていますか。

○国務大臣(与謝野馨君) これは保育所入所児童の年齢別保育単価、月額でございますが、ゼロ歳児につきましては、標準的な地域でゼロ歳児で十六万三千百円でございます。月額です。

○山谷えり子君 国と都道府県と個人の負担で、全部で、東京のいろんな区によつて違いますが、五十万円前後だと思えます、一か月。

○委員長(松井孝治君) 答弁をお求めですか。

○山谷えり子君 はい。

○国務大臣(与謝野馨君) 例えば公立の保育所、それを造った費用、あるいはそこで働く人件費、そこに必要な水道、電気、ガスの費用、清掃費、その他もろもろのものを入れると、今先生が言われたような数字になる場合があります。

○山谷えり子君 施設整備、そういうことを言っているんじゃないかと、一か月のゼロ歳児の保育の月額、約五十万円前後なんです。

それで、二〇〇八年の人口問題基本調査では、三歳まで子育てに専念した方が多いという方が四十代から六十代では九割なんです。私も三人子育ていたしましたけれども、おっぱいが出る間、あるいは子供が日々成長していくときには、別に母親さんがとは言っておりません、やっぱり家族的な誰か愛着の形成ができる方がそばにいらした方がいいというのは子育てを経験した人間は九割思っているわけですね。実は二十代、三十代の方も八割思っているんじゃないかと。

ですから、ゼロ歳児保育を無原則に増やしていくとか長時間保育を増やしていくとか、欧米でもそんなことはやっております。それは児童虐待だということ、むしろ育児休業とかあるいは再就職の支援とか短時間勤務、フレックスタイム、

こうしたことを充実すべきであつて、その辺の子育て、育児の面でも、いろいろな制度改革のときには是非頭に入れていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 今後考える重要な検討課題とします。

○山谷えり子君 一か月にゼロ歳児保育に五十万円ぐらい掛かつて、じゃ、赤ちゃんは幸せですか、きつとそうでもないだろうと思えます。親は幸せですか、そうでもないだろうと思えます。むしろ家庭内保育でいかに支援していくかという、両方バランス、どうしてもゼロ歳児保育が必要な方もいらつしやると思えますけれども、やはりバランス、それから人間性、人間が育つというのはどういうことかと、その視点からいろんなことを考えていただきたいと思えます。

事業仕分で残念ながらカットされてしまったんですが、教育再生のためのエビデンスを集めるための全国学力調査、体力調査、生活習慣調査、こういうのがございました。

それで、学力も体力も高い県というのは別にがりを勉めているわけではないんですね。どういう特性があるかという、三世代同居の割合が高い、それから地域の様々な行事に地域の皆様が連帯して参加している、あるいは家庭の中でたくさんおしゃべりをしてテレビも余り長時間見ないで本をよく読むと、そういうような生活を、つまり日本古来の落ち着いた情のあふれた生活をするところが子供にとつても高齢者にとつても家族にとつても地域にとつても幸せなわけですから、是非ヨーロッパをまねしまして立派な政策、形ですというのではなくて、むしろジャパンモデルをこの際打ち出していくんだと。十一人のお子さんをお産みになられた与謝野晶子さんのお孫さんとしていかがでしょうか、最後にもう一回。

○国務大臣(与謝野馨君) お話はよく承っております。

○山谷えり子君 日本の財政状況についてお伺いたします。

政府の債務残高、中央、地方でどのぐらい今ありますでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) パーセントにいたしますと一九九でございます。一九九・二でございます。

○山谷えり子君 政府の債務残高、お金です。

○国務大臣(与謝野馨君) 八百三十四兆円でございます。

○山谷えり子君 政府の金融資産はどのくらいありますでしょうか。米国債はどのくらい買っているか、あるいは社会保障の基金積立てがどのくらいあるか、全体の政府金融資産はどのくらいでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 政府はもちろん金融資産を持っております。例えば、年金で預かりしているお金はある種の金融資産でございます。百二、三十兆ありますけれども、これはどんなことがあつても手を付けてはいけななお金でございます。

それから、大ざっぱに言つて外貨準備、これは百兆円ぐらい金融資産を持っております。これはドルの形で持っておりますが、これを使っているのかというと、これを、そもそもドルを持っているのは、人から借りて買ったドルなので借金と資産と両建てになっておりますから、使つてはいけないというお金です。

したがしまして、これから先生が政策をお考えいただくときに、政府の金融資産はゼロだと考えていただいた方が正解に近いと思っております。

○山谷えり子君 いろいろな統計の取り方、考え方だと思ふんですが、政府の金融資産は今五百四十九兆円ぐらいあると。その中には米国債の百兆円ぐらいとか社会保障の積立金二百兆円とかあるわけでございますから、政府の純債務額としてはどのぐらいあると、引いてですね、いかがですか。

○国務大臣(与謝野馨君) これは、世の中にバランスシートを大事にする人がいまして、片側に負債、片側に資産と、こういうことをやる人がいる

んですけれども、政府の持っている資産というのはほとんど、評価はできるけれども全くお金にならない。

例えば、成田空港を持っていると仮にしましても、それは相当な資産ですけれども、これはお金にならない。ですから、よく論者で、日本は借金があるんだけれども政府に財産があるんだから大丈夫だと、こう言う人がいるんですけども、お金にならない資産というのは、実は金繰り上、資産ではないわけですし、それを当てにして物事を考えるということは私は間違いだらうと思っています。

○山谷えり子 日本は国債の九五%を日本国民が保有しております。また、円建てでございます。償還日には日本国民あるいは子孫に返ってくるわけです。そして、政府の金融資産というのがあるわけですから、もつとバランスの取れた報道をしないと、若者たちは絶望感に打ちひしがれているんですよ。日本とギリシャと、緒だと思っているんですよ。

それは全く違うんだと、日本では政府の金融資産というのはたくさんあるんですよ、そしてまた国債の担い手もこういうことなんですと、ですから純粋な政府の純債務というのは全体の中央と地方の政府債務残高とは違うんですよということを、全体をインフレーションしないと、もう年金、医療保険も幾ら払ったって僕たちのころにはもたない、そういうふうな絶望感の中に今若者たちは投げ入れられている。

やっぱり正しいインフレーションの仕方では若者たちに希望を与えて、よし、これから国づくりしようじゃないかという気持ちにさせなきゃいけないんじゃないでしょうかね。

○国務大臣(与謝野馨君) 一時的な慰めの言葉を口に出すことはできますけれども、若者の持つておられる絶望感の方が現時点では私は正しいんではないかと思っております。

今、国民の皆様方が国債について余り心配をされておられない二つの理由を是非私は申し上げた

と思うんですが、一つは、日本の国債が国内で消化されているという事実。それから、日本の国債の長期金利というものが一・二%から一・三%の間を行ったり来たりしているという現状。これはそう長く続かない話です。長期金利がいつ跳ねるか、長期金利がどうなるかということは、日本銀行でさえ操作できない水準でございます。

それから、国内消化については、ある人の説によりまして、去年も今年も四十四兆の国債を出したと、その結果、国内で長期債に動員できる預金の残高、金融資産の残高は全て合わせて七十七兆しかもうないという、こういう悲観的なことを言う方がいますが、やはり日本の国債あるいは債務残高というのは危機的状況にきている。ただし、長期金利が安いからみんながその痛みを感じていないだけだと、長期金利はいつでも上がってしまう危険性があるということをやっぱり自覚をして財政をやつていかなきゃならないと思います。

ただし、我々がやらなければならぬ作業は、そういう若い方の絶望感や将来の希望が見えないというそういう事態をなくすということ、財政改革や税制改革の私は使命であると思っております。

○山谷えり子 ギリシャと日本は全く違う、日本は世界の中でも世界一の債権国であると。絶望は愚か者の結論なり、絶望から希望は生まれないということ、やはりもつと希望を与えるような物の言い方をしなければというふうに思います。

運輸大臣にお伺いいたします。
自殺者も出ました福島第一原子力発電所の農家の風評被害、深刻でございます。

収束が見えない状況の中で、自民党は、風評被害に負けない、自民党では食堂で供する野菜に、各県のJAの協力の下、原発事故による風評で被害を受けている福島、茨城、栃木、群馬、千葉県産品を積極的に購入していくことに決めました。農家の皆さんが丹精込めて育てた野菜を毎日党本部九階食堂でおいしく調理して提供

します。議員、秘書さん方はもとより、官公庁の皆さん、報道関係者の皆さんも是非御利用ください。野菜、食材は安全なものしか流通していません。風評被害で困っている農家の皆さんの安全な野菜をいっぱい食べて被災地の皆さんと一緒に元気付けましょう。こういう具体的な取組を自民党はやっていくんですけども、もう少しこういうきめ細かい具体的な提言、あるいは汗をかきながら歩き回ることが必要だと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(運輸大臣) 自民党が積極的に風評被害を止めるために自らの党本部の食堂で大変な御努力をさせていただいていることは、私もこれはお礼を申し上げたいと思います。あわせて、民主党もできることをやっています。もう党というよりも、今、国会議員みんなができることをやっています。今、国会議員の方々が本当に困っておられる部分をどうやって救ってさしあげることができのか、ここは知恵を是非出し合わせていただきたいと思っております。

消費者庁担当、そして食品安全担当の私からしますと、風評被害をどうやって防ぐのかは、まずしっかりとしたファクト、事実を出していく。この事実に基づいて、安全である、そして一時的な出荷制限あるいは摂取制限というものを掛けていくものはこちらである、それ以外は大丈夫だというメッセージをしっかりと出して続けていくことが大事だと思っております。

○山谷えり子 積極的な行動が広がっていくようなひとつ工夫もお願いしたいと思えます。

ヤフーネットでは、東京電力の電力の使用状況の目盛りがずっと出ているんですね、今日は今八五%まで来ています。ああいうのを街の電光掲示板とかあるいは電車の中とか、あるいは運輸さんの記者会見の後とか、いろいろもつとやられたいかがでしょうか。見える化です。

○国務大臣(運輸大臣) 計画停電を、そして並びに節電の御協力を国民の皆様方、東北電力管内あるいは東京電力管内の皆様方にお願いをするときは

ら東京電力さんに特に強く要請をしていたのは、やはり見える化であると。委員御指摘のように、今電力需要がどれぐらいで、その日の供給力の上限は一体どれぐらいで、ここを超えてしまうとピークアウト、ブラックアウトといいますが大規模停電ということがあり得ますので、是非見える化をすることによって積極的な御協力をいただきたいということをお願いを申し上げて、ようやく東京電力のホームページにそのグラフというのが十分ぐらいの時差で見えるようになって、ヤフーのホームページでは更にもつと分かりやすいグラフで、今何%電力需要がある、一〇〇%が供給力の上限であれば何%、なので皆さんもつと電気を消してくれ、あるいは暖房を一度下げてくれということができるようですが。

更に分かっていただくために、今、駅や通勤電車の車内にモニターといいますか、広告を流している映像であるとか、様々なものがございまして、そこに御協力を呼びかけまして、至る所で今の電力がどれぐらい使われているかというのをお示しできるように最大限努力をしているところで

○山谷えり子 是非見える化を進めてください。

それでは、文科省にお伺いします。
被災した中には専修学校や各種学校もたくさんございます。施設の災害復旧事業にかかわる国庫補助、どうなっておりますでしょうか。

○政府参考人(板東久美子君) お答え申し上げます。

今御質問がございました専修学校の施設に関する災害復旧事業につきましては、御承知のように、私立学校全体につきましては、正規の私立学校につきましては激甚法に基づく法律補助の対象になっておりますけれども、専修学校についてはその対象からは外れているという状況でございまして、これは予算措置、補正予算による補助としては、学校法人立それから準学校法人立の

専修学校につきまして他の私立学校と同様の措置をとったということがございます。

こういった前例を踏まえまして、我々といまして最大限その補正予算の対応について政府内部の検討に努力していきたいというふうに思っているところでございます。

○山谷えり子君 是非一次補正に入るように頑張っていたきたいと思います。

補助率についてはどうですか。二分の一ですか。三分の二に上げられますか。

○政府参考人(板東久美子君) 激甚法につきましては二分の一の補助ということになっておりますので、前回の阪神のときにもそれと同様の措置ということでございました。全体をどうするのかというところについては政府内部でもいろいろ御検討があるというふうにはお聞きしておりますけれども、今の法律による補助と同様ということでございますと二分の一ということでございます。

○山谷えり子君 公立あるいは私立では二分の二に今度するというふうには聞いていますが、それに並ぶということはどうですか。

○政府参考人(板東久美子君) ほかの私立学校と同じような措置がとられるように我々としては努力をしていきたいというふうには思っております。

○山谷えり子君 被災された学生さんの授業料減免についての国の補填、どうでしょうか。

○政府参考人(板東久美子君) 修学支援ということとは非常に重要だというふうに思っております。その一つとしてしまして、奨学金の緊急貸与それから返還猶予などにつきましてはもう既に始まっているというところでございます。

また、阪神・淡路の大震災のときには、授業料減免を行って経営上の措置が必要になっていまして、支援が必要になっているというような専修学校を対象といたしまして、当時、日本私学振興財団の方から特別の融資が行われたというようないことがございます。

一方、私立学校に対します補助制度というのが

元々あった上にいろいろな減免措置に対する補助というのが行われているほかの私立学校と違いまして、一条校というふうな位置付けられておりません専修学校につきましては、残念ながら、阪神・淡路大震災におきまして、その授業料減免に対する国の補助というものは予算措置はされなかったという経緯がございます。

今回につきまして、我々としても、専修学校の教育の重要性ということ、学生に対する支援の重要性ということがより理解が進みますように、政府内部の検討においても努力をしていきたいというふうに思っております。

○山谷えり子君 大学、短大、高専は国がするわけですね。専修学校、各種学校は非常に就職率も高い、地域密着型で、地元で就職して、地元で結婚して子育てをしていくということ、地域再生の物すごく大きな貢献をしてくださっているわけですから、是非、文部科学省頑張ってください、政府にその思いを伝えていただきたいというふうに思います。

次に、法務副大臣にお伺いします。
専修学校、各種学校、留学生が二、三万人おられますけれども、母国に帰国なさった方もいます。恐らく、慌てて再入国の手続等々せぬままにお帰りになられた、もう一度また戻ってこられて勉学を続けたい、そうした方々への配慮はどうなっていますでしょうか。

○副大臣(小川敏夫君) 今回の地震の直後に急遽帰国した留学生が多数ありましたが、その中で、再入国許可を受けないで、これ時間が掛かるものですから、帰国した人がおりますが、留学ですとやはり四月から新学期ということもありますので、再入国許可を受けないで帰国した人がまた入国する場合には、本来の再入国許可を受けている人となるべく同じような扱いをしまして、早期にスムーズに入国できるような手配をいたしております。

○山谷えり子君 震災で、福島、宮城が地検が三十人、容疑者を処分保留のま

ま釈放してしまったという報道がございました。釈放した容疑者の中には、強制わいせつあるいは窃盗、傷害、詐欺、覚醒剤等々の容疑者がいらっしやるわけですが、これは釈放の理由はいかがでしょうか。

○副大臣(小川敏夫君) 釈放したのは事実でございますが、まず検察庁といたしましては、勾留している被疑者についてやはりその身の安全を考えると義務は当然あるわけでございまして、被疑者だから何らかの災害に遭遇してもいいというわけではございません。この甚大な地震がありまして、まだ余震というものの報じられている中で、やはりそうした被疑者の安全も考えなくてはならない。

それからもう一つは、大変この地震後の通信とか交通の状況が混乱しておりました。また、その地域全体がやはり救助とか復興とかいうことで大変に人が大変な状況にあるわけであります。捜査を行うためにそうした方々を参考人として検察庁まで呼びいたたことも困難ではないかということ、捜査を継続するということが難しいと考えられる状況になりました。

そうした中で、検察庁といたしましては、起訴できる者、釈放できない、これはしっかりと公判請求しなければならぬ者は公判請求して、そのまま身柄を勾留したまま安全な場所に移監するという措置をとりましたが、中では、起訴をしないで起訴猶予ということが見込まれる者、あるいは必ずしも公判請求しない、あるいは勾留してなくても、一旦釈放しても、在宅のまま、また追って捜査をして処分することができるといような者については可能な範囲で釈放しよう、このような選別をいたしまして、起訴すべき者は起訴し、そして釈放できると判断した者については処分保留のまま釈放したと、こういうことでございます。

○山谷えり子君 今の答弁違和感があるんですね。阪神・淡路大震災のときは他の管内に移送したわけですね。今回も岩手地検の場合は他の管内に移送をしているんですね。福島、宮城はなぜ処分保留のまま、強制わいせつ、窃盗、傷害、詐欺、覚醒剤、被疑者を処分保留のまま釈放したんでしょう。

○副大臣(小川敏夫君) 基本的には検察官の判断でございますが、例えば罪名、強制わいせつといえますと大変悪質な犯罪が想定されるような印象を受けますが、犯行の態様の中には必ずしも公判請求して処罰を求めなければならぬというほどには至らないようなケースもございますので、罪名だけで、これは釈放することがけしからぬ、釈放しては、あつてはならない被疑者たちであつたということではないんですね。あくまでも、釈放しても在宅での捜査が継続できる、あるいはそのまま捜査継続しても公判請求には至らないと、このように判断した者について、検察官がその判断によりまして釈放したと、こういうことでございます。

○山谷えり子君 ちよつと納得できる説明じゃないんですが。福島の次席検事は、食料がなく、建物も壊れたら責任が持てないと、警察の日常業務に支障もあるからというようなことをおっしゃったんですが、これは事実ですか。

○副大臣(小川敏夫君) その発言については承知しております。

○国務大臣(中野寛成君) 権限は検察にありますので、これについてはコメントいたしません。警察としては、食料、水、その他人道的、人権的な観点から全てきちんと賄っておりましたし、これからの必要とあればその体制を整えて応じます。また、移送することも当然のことながら必要に応じて考えるべきものと、そういう段取りは常に心掛けております。

○山谷えり子君 中野公安委員長の説明には非常に納得できます。今、中野国家公安委員長、治安状況あるいは防犯パトロールの状況はどうなっておりますでしょうか、被災地での。

らこの統一見解でいこうという話が出てくるやに思うんですが、そこで一つ、私は質問に先立って御提案したいことがございます。

この名称の中に大津波ということをは非入れていたんだと思います。といいますのは、現地を回って被災者の皆様にいろんなお話を聞いたときに真っ先に皆様が行われますのは、地震が来るというのはいかなりの高い確率でも予想していた、しかし、こんな大きな津波が来ることは予想していなかったと皆さん口々に言うんですね。

実は、岩手の方で明治二十九年あるいは昭和の八年に大津波がございました。三陸大津波としてこの被害を受けた方々のところでは受け継がれている大津波の伝説らしいんですが、その方々というのは非常にこの津波に対する警戒心も高く、被害者も少なかったというふう聞いています。

今回の実は福島原発、まだまだ終局には至っていないわけですが、これの直接的な原因も、地震ではなく、やはり津波の影響があったかに思います。是非、この津波の影響が甚大であったんだということを後世に残すためにもこの名称を残していただかせんかということで、福山内閣副官房長官に、これはよろしいんでしょうか、よろしく願います。

○内閣官房副長官(福山哲郎君) 宇都委員におかれましては、現地を御視察されて、そのことに對する思いをこの場で御披露をいただきまして本当にありがとうございます。

今の地震の名称につきましてでございますが、政府内でも名称の統一については検討に入っております。その中で、どのような形にするかということはまだ検討中でございますので、今の委員の御指摘を踏まえていろいろな形で検討していきたいと思っております。

○宇都隆史君 これは統一性を図るということの意義だけではないと思うんですね。その名前を後世の方が聞いたときに、何の地震であったのか、何の災害で我々が被害を受けたのかというのを直感的にやはり分かるような名称にしていただきた

いと、これを要望いたします。

次の質問に移らせていただきますが、さて、今回の災害、非常に大災害ではございましたけれども、何とかこの災害から生き延びることができた被災者の皆様方のところにも行ってまいりました。皆様、命があることに非常に感謝して、報道の中では何か非常に被災者の皆様が弱っているような報道がなされるわけですが、私が実際に目にしてきた被災者の皆様は、本当に共に助け合って、今あることに感謝をして、そしてやっばり地元の我々が立ち直っていくかなきゃいけないという復興のともしびが少しずつ芽生え始めている。逆に、中央から行きまして私が勇気をもらったような一面もありました。

そういう中で、現場の被災者の皆様が本当に心から信頼と尊敬の念を持って見詰めているのが実は自衛隊の隊員であつたことに、私も自衛隊OBとして非常にうれしく思いました。

私が行ったときももちろん隊員がいろんな活動をしているところだったんですが、雪がちらつくような寒さの日でした。今年は雪が多いようで、今の時期になつてもまだ雪が降っているような現状です。その中で、膝上までたまった田んぼの中に隊員が、水が入らないような装備をして、だけれども、水につかりながら、竹ざおを持って、行方不明者といいますが、実際見付かったときにはもうほとんど御遺体なんでしょうけれども、それ

を捜索している。そのようなことで、隊員たちは大変だろうなということをお聞きした。隊員たちも、大変だ、それ、被災者の皆さんも本当に御苦労されて有り難いという話をしています。

ただ、私、一OBとしてこれは思うんですけれども、現場で頑張っている隊員は大変という気持ちでやっていないと思います。今こそ国民の皆さんの負託にこたえられている、信頼にこたえてやれていると、自分たちの存在意義はここにあるんだということ、喜々としてという表現は当たらないかもしれませんが、自分たちの任務に誇りを

も出くわすことができました。実際に現場で頑張っている隊員の皆さんが心にやっばり抱いているのは、この国に生まれ、この国を愛し、この国の旗の下に集い、この国を守ると、それを自衛官の矜持として頑張っている隊員の皆さんです。そういう隊員の皆さんの真摯な行動を目にするにつけ、しばらく前にありましたことで、私は看過できない記憶がまずよみがえったことがありました。質問に関しては蓮舫大臣に質問させていただきます。蓮舫大臣、まずこの地震発生後、被災地の方には行かれたか。

○国務大臣(蓮舫君) まだ行っておりません。

○宇都隆史君 是非行って、この自衛官、頑張っている自衛官の姿を見ていただきたいんです。といいますが、蓮舫大臣、事業仕分を担当されまして、昨年の十一月でした、予算に関する自衛隊の増員要求をめぐってのやり取りが、一昨年で済みません、ございまして、その中でこういうやり取りがあつたわけなんです。防衛省担当者の方からは、任務が非常に拡大している。この災害派遣もそうですし、今いろんな海外任務も出てきています。この任務の拡大とそして安全保障の環境が、存在すればいい自衛隊からやっぱ実際に動ける自衛隊に変わってきておりますから、厳しくなつてきています。これを踏まえた上で必要な第一線部隊の自衛官の実員の充足を講じさせてくれと、こういうような要求だったんですが、蓮舫大臣の方からは、もちろん国防も大事だけれども、生活からすれば、医者、研究者等が各省削減の努力をしているのだから、防衛省だけが増員要求するのは説得力がないと、このような御発言だったわけなんです。

この事業仕分の中の評価者のコメントシートの中でも、駐屯地の統廃合、あるいは管理部門の削減、後方部隊の民間委託、こういう努力不足が明らかである。特にこういう防衛関係のみが公務員の人員削減計画から余りに懸け離れており、聖域になつていっているんじゃないか、こういうコメントの中で、予算計上見送りというふうにされたわけ

なんです。

この未曾有の災害に対して、現在、政府の指示で、あるいは総理の発案かもしれませんが、十万人といういまだかつて災害派遣としては見たことのない規模の人員を投入しているわけですね。蓮舫大臣、今この十万人を投入している、投入させた側の立場として、あの事業仕分をしたときのお立場と今同じ感覚でございますか。

○国務大臣(蓮舫君) まずもって、今宇都委員からも、現地を視察をされ、宇都委員の先輩あるいは同期、後輩の自衛官が本当に頑張っている姿というのを御紹介いただきまして、ありがとうございます。自衛官の一人一人の皆様方が被災者の救援あるいは原子力発電所、その収束に向けての努力、大変厳しい環境で行っていることに私も心から感謝を申し上げたいと思います。

その上で、仕分に關しての御質問でございますが、そもそもの自衛官の実員を削減していくというのは、これは平成十八年に成立をいたしました行革推進法で定められている、一般職の国家公務員に準じて自衛官の数も削減をしていこうということが決められて、そして毎年毎年五千人の中で削減をされてきて、その中で、自衛隊の様々な行わなければならない任務に應じて実員増の要求というのが毎年いただいているというの、これも承知をしています。

他方で、今御紹介をいただきましたけれども、例えば文科省であるとかあるいは厚生労働省であるとか、同じように行革推進法において定数を削減しなければいけない部分で、独立行政法人化をすることによって、国家公務員の定数外として、お医者様、研究者、あるいは大学の先生等を減らすために努力をされていくところもある。そこにおいても人員増という要求というのは当然あります。税収増、あるいは税外収入が増、安定的な税収があれば、その全ての要望にやはり国防とか命の安全とか優先順位を付けて認めていくというやり方もあつたでしょう。ただ残念ながら、今のこの国の財政状況を考えたときになかなかそこを

全て認めていくことは難しいという部分で、事業
仕分も通じた様々な努力で行政改革というのは進
めてまいりました。

その上で、仕分の中でこれは実際にその場で明
らかになったことですが、自衛隊にも御努力をい
ただいて、アウトソーシング、後方部隊の中で、
例えばクリーニング業務に従事していた人員を削
減をして、そして外部に委託をするという形で御
努力もいただきましたが、人員削減した額とアウ
トソーシング、委託した額が全く同じだった。通
常であれば、アウトソーシングすればその部分は
行革で予算というのが乗じるわけですから、ここ
そこが実はなされていなかったこともあり、ここ
の部分ではもう少し御努力をいただきたい、その部
分で、中期防ですとかあるいは様々な防衛大綱を
決める中で、自衛隊はどうあるべきかというのは
御議論をいただきたいというのがあのかのときの仕分
のまとめでございます。

ただ、今御指摘をいただいた、現段階において
自衛隊に求められている役割、想像以上のものが
あるという問題意識は私も共有をしています。

○宇都隆史君 行政仕分という非常に矢面に立た
される連舩大臣のお気持ちも非常によく分かるん
です。財政が非常に厳しい折ですから、個々の部
分最適だけを述べては全体最適が図れないわ
けですね。ただし、私やはり御理解いただきたい
のは、あのときに後方部隊のやはりアウトソーシ
ング、民間委託というのは非常に強調された。こ
れは今でも変わりませんか。端的にお答えいた
したいんですが。

〔委員長退席、理事相原久美子君着席〕

○国務大臣(連舩君) 後方部隊の行っている任務
次第だと思います。何でもかんでも後方部隊を全
部民間にして、そして第一線を厚くしようという
考え方には立っていません。

○宇都隆史君 あのときの事業仕分の中で、とも
するとういう言い方がやはりされたんですね、
第一線部隊以外の後方部隊ということ。た
だ、それは非常に誤解を生む用語だと私は思うん

です。

といいますのも、今回の災害派遣、現地で活躍
されている部隊、どういう部隊か御存じですか。
後方部隊なんですよ。特に、やっているのは施設
の部隊、橋を架けたり道路を補修したり。輸送の
部隊。それから、一番大変なのはロジスティック
の補給の部隊です。物品を調達して分割してい
く。そして、実際炊き出し等々しているのも給食
支援の部隊ですね。今、この給食云々に関しても、
例えば航空自衛隊もそうでしょうし、海上自
衛隊も部外委託をしていることがこれは多くなっ
てきております。あるいは、基地の入口の宮門警
備というのは実は自衛隊にとってはもう基本中の
基本なんですけれども、それも民間委託してい
る。これで防衛上本当に大丈夫なんだろうかとい
う事態が発生しているんですけれども、やはり私
は、こういう災害が起きたときも結局頼らざるを
得ないのはこういう自衛隊になってくるんじゃない
かと。

今回の防衛大綱の見直し、あるいは中期防の中
でも、ともすると中国の軍事力の台頭、軍事的な
正面が南に移ってきたんだということで、動的防
衛力を中心にして航空戦力あるいは海上戦力を厚
くしようという話が出てきておりました。私は一
つ警戒をここで示していたんです。というのは
は、実際の武力攻撃事態になったときはそうかも
しれないけれども、平時において地域の地方行政
と密接にかかわり合いながら本場の意味で生活を
支援し災害派遣等を実際に行っているのは実員を
持っている陸上戦力だと、これを本当に減らして
いいんですかという話を実はしていたんです。こ
の辺は、また今後事業仕分等、また予算が少なく
中での考え方もあるでしょうが、十分にやはり考
慮していただきたい部分だと思います。

今回、事業仕分の中では、自衛官削減の話以外
にも災害対策予備費あるいは学校の耐震化予算、
こういうことに関しても随分事業仕分で切らざる
を得ない部分があったかに存じます。こういうよ
うな現場の本当に細に入るところを本当に見え

ているのかというところに疑いが残る中で、生活
が第一どころか、こういう災害が起こったときに
本当に守らなきゃいけない国民の生命までも危険
にさらす可能性があったということに関して、連
舩大臣、御自分でどのようにお考えですか。

○国務大臣(連舩君) それぞれ個別の事業の仕分
を全て御覧になって、議事録も御覧になった上で
質問をされていると思います。総論でここで短い
時間でやり取りをするのは誤解を呼ぶかもしれま
せんが、事業仕分の結果を受けて、事業の目的は
否定してないわけですから、国民の命を奪うた
めに予算を削減したことは一度もございません。
ただ、その中で各省が努力をして、日本の経済
状況、財政状況を考慮して御努力をいただいて、そ
してその上で説明責任を各省が持っていたら、そ
政府としてそれを進めていくということは今でも
私は変わりはございません。

○宇都隆史君 端的にお答えいただきたいんです
が、事業仕分の中で、これは国会の中でもさんざ
ん質疑もなされましたが、もう一度お尋
ねしますけれども、事業仕分の中で使われている
無駄という言葉、この定義を、連舩大臣、どのよ
うにお考えですか。

○国務大臣(連舩君) 私は比較的慎重にこの無駄
という言葉を使わないようにしてきました。私は
税金の浪費という言葉をしてまいりました。

それは、例えば一つの事業の目的を達成するた
めに、直接民間に発注すればコストがそれなりに
抑えられるものをあえて例えば天下りやわたりが
いるような団体を迂回して中間経費を上乗せをす
ることによって、税金が本来低く抑えられるもの
を高くたって浪費をされている部分はしっかり見
直していただく、こういう考えに立っております。

○宇都隆史君 税金の浪費という言葉をして
無駄という言葉方をしても、私は根本的に
は一緒だと思えます。短期的に結果が出るもの
の、あるいは額で少なく収まればそちらの方が効
率的ではないかという、そういう考えに立たれて

いるわけですね。

でも、それにそぐわないやの場合があるわけ
なんです。特にこのような災害の対処、あるいは
防衛の対処に関して、この無駄というところに当
てはまらない危機管理。防衛というのは逆なん
です。杞憂に終わった方が多いんです。この防衛
力が実際に発揮されることが起こらない方がい
いんです。そのために税金をつぎ込まなきゃいけ
ないんです。それを無駄と称してできるだけ安く上
げようとしていくことに私は非常に、御答弁は結
構です、それ自体がこの事業仕分の何か本質を見
間違っている部分があるんじゃないか。

事業によつては端的に成果が出るものもあるか
もしれません。ただし、長期的に見なければなら
ないもの、あるいはそれは一義的には無駄と映る
ものでも長期的に考えればそうではないという部
分をしっかりと見据えた上での今後の事業仕分、
政治パフォーマンスに陥らないようなことを願
いしたいと思っています。

もう一つ、十万人が現場に出ているということ
で、これは防衛省の方にお伺いするんですけど
も、二十四万人体制というのは必要最小限度の戦
力ということで構築しているわけです。何か武力
対処事態が起こったときに一正面対処をするため
の二十四万人なんですが、現在残された十二万人
で武力攻撃対処が起きたときにどのように対応で
きるのか、この対応可能性をちゃんと防衛省の中
で持っているのか、御答弁願いたいと思います。

○政府参考人(高見澤将林君) お答えいたしま
す。

まず、先ほどの事業仕分の関係でございました
けれども、私どもとしては、そこで指摘された事
項というのは全て踏まえた上で大綱、中期防の
中でいろんな議論を重ねましたし、それから四閣
僚を中心にした議論の中でもそういった問題意識
を反映して現在の大綱ができた上がついているとい
うことは是非御理解をいただきたいというふうに思
います。

その上で、現在の十万人以上の体制でございませうけれども、ここでやはり活躍をしておりますのは、第一線の部隊だけではなくて、先ほど御指摘がありました後方部門を含めて自衛隊総力を挙げてやっております。現在なぜこのような対応ができているかといえば、事前のプランニングというものがあつたこと、まさにみちのくアラート二〇〇八でやつたことを上回つた事態でしたけれども、それに対する対応をやつていふことでございませう。

その上で、じゃ現在の十万人以上の規模というものが自衛隊の体制にとつてどういう意味を持っているかということでございませうけれども、これは現在の災害に対応するための規模ということであつて、ある程度の継続性を考えながら陸海空も合わせた体制でございまして、陸上自衛隊としては七万人程度で今ピークに来ております。ですから、今後のいろんな体制ということを考え、あるいは周辺海域の防衛ということを考えた場合に、これ以上の体制を更に強化するというのは非常に厳しいであらう。

やはり最低限の守りというのは、この周辺海域、空域全てのところでやつていかなければいけないというふうに思つておりますので、我々としては、だんだん事態が回復するにつれて民間の方々の方も活動もやり、それぞれのライフラインの復活等、各部門で一生懸命やつておられると。それを全体としてより効率的にしていって、現場の方でより自立が進んでいくようなものを早くつくると。それと同時に、我々としては、現在の体制というものをうまく維持しながら全体の守りに万全を期していこう。

最小限の体制というものはできていると思ひますし、もし万一また別の事態があればそれに対応する体制を当然取らなさいいけないというふうに思つております。

○宇都隆史君 答弁が長くて内容が全然分からなかつたんですけど、要は対応できないんですよ、残り十二万では、実際の武力攻撃対処には。その

ことを防衛省はちゃんとと言わなさいいけないんですよ。

災害に関してはいつ起こるか分らないんですよ。武力攻撃対処が起きたときに同時に起こるかもしれないんですよ。でも、同時二方面対処というのは想定してないんですよ、防衛省は。一正面に二十四万人全てを投入し、プラスアルファ米軍の助けを借りた上でこの国を守る前提に立つていふんじゃないですか。だから、防衛省としては、これでは人数が足りないよということをやつぱりちゃんと言つていふときに声を大にして言つてくださう。現場に全てを押し付けて、おまえらがやれと、おまえらが言われたとおりにできよ、ああよかったね、できたねじゃないんですよ。やはり、上にいる防衛省が役所としてちゃんとそのところを政府として訴えかけていくということの努力を要望したいと思ひます。

【理事相原久美子君退席、委員長着席】
質問として次に移りますけれども、先ほど山谷えり子議員の方からも質問にございまして、福島、仙台において容疑者を釈放した件について質問させていただきますけれども。

全体の把握として、私の把握しているところは、福島の三十三名、仙台の二十七名、トータル六十名でしょうか、このように把握しておりますが、これ以上の数でございませうか。全体の状況を教えてください。

○副大臣（小川敏夫君） 御指摘のとおり、仙台地検管内三十名、福島地検管内三十一名でございませう。

○宇都隆史君 先ほど、法的には問題ないと、基本的には現地の検事が判断することであるというふうな御答弁ございましたけれども、これ、ふだんであればもちろんやらないわけですよ。今、このような緊急事態であるからという条件が加味されていふというふうにとらえてよろしいですか。

○副大臣（小川敏夫君） そのようにとらえて結構でございます。

なお、ちよつと先ほど答弁足らなかつたんですが、釈放そのものは、警察の事情とか食料の事情というふうなことでなくて、あくまでも私が述べた検察官のそれぞれの判断でございませう。

○宇都隆史君 基本的には、これは平時と違うところではないかという部分は、いわゆる業務量が過多になつていて人的にそういう余裕がないと、そのようにとらえてよろしいんですか。

○副大臣（小川敏夫君） そういう視点ではなくて、被疑者を勾留しておるわけですが、勾留して、被疑者だからといって災害に遭わせていいわけではなくて、やはり生命、身体、安全を守る義務があるわけでございます。あの状況の中で、余震がまた来るかもしれないという状況というものをよく考えました。

それから、先ほどもお話ししましたが、あくまでも捜査を遂行するために勾留しておるわけですが、その捜査遂行そのものが、被疑者本人は勾留しているから取調べできますが、参考人に関してこれの出頭を求めるというのが大変周囲の状況、世の中の状況に合わないということを考えまして、釈放してよいと考えられる者は釈放したと、このようなことでございませう。

○宇都隆史君 容疑者のいわゆる人権あるいは生命を守るという考えは非常に大事だと思うんですけども、同時に被災地の皆様方の治安をいかにして維持するかというこのバランスは非常に大事だと思ひます。

今回のやり方は、非常に国民として納得がいかない、被災地の皆さんも納得がいっていないやうな方々ではないかなと。もしそれなりの説明があるんでしたら、ちゃんとその辺の説明責任を果たして、被災地の皆さんが安心できるような状況でやはりそういう容疑者を一旦釈放することとをされるのが一番望ましいんだと、私はこのように思ひます。

国家公安委員長にお伺ひいたしますけれども、先ほど被災地ならではの犯罪は頻発をしております

すというふうなお話でしたが、具体的にどのような犯罪が頻発していますでしょうか。

○国務大臣（中野寛成君） 若干、被災三県で、いわゆる同じ時期といひますか、昨年の三月十一日から二十六日までという形で比較をしながら取つてみましたのがあります。

窃盗犯がやはり数としては多いのであります。が、岩手などは逆にその期間だけで言ひますと減つております。取り方は、刑法犯全体として、また窃盗犯の中に空き巣が何件、忍び込みが何件、事務所荒らしが何件、出店荒らしが何件、非侵入窃盗が何件というような取り方はいたしております。

○宇都隆史君 地震があつてから三十数分後に津波があつたわけですね。そもそも、この津波という可能性をみんな現地の方々はそれほど大きなものにとらえていなかった。中にこういうふうなお話も聞きました。元々いた窃盗団は、三十何分の間に実際に空き巣に入つて、沿岸地に入つていたんじゃないかと。ですから、岩手で減つていふというふうなお話されましたけれども、そのような考慮もあるのかもしれない。

ただ、昨日付け、三月三十日朝日新聞では、震災発生から二十六日までの出店荒らしなどの窃盗が、宮城ですこれは、県内で二百八十、被害総額は一億円に達すると発表したという、このような報道もあつたんですね。非常に現地の治安の状況が良くないというふうなことを聞いております。

私も先週末、現地に入つてまいりまして、各地方自治体を預かる首長の皆様方にお話を聞きましたところ、被災を受けたときに現れる現象ではあるというふうな認識をされた上で、やはり窃盗が非常に多いと。そして、なかなか警察の力だけでは頼れないものだから、自分たちでも自警団のようなものをつくつて見回りをされているような、このようなお話もされていまして。

実際、警察、現地で動かれていふ総員数はどれだけですか。

○国務大臣（中野寛成君） 被災三県で、合わせま

して警察官の数は八千名であります。基本的に、今、常時プラス三千名、全国の各都道府県警察から応援、これを入れ替えたりしておりますので、トータルといたしますと、その警察官だけで既に一万二千人を超過しております。現地における常時活動しております警察官は、八千人プラス三千人の一万一千人。ただ、これからまたいろんな防犯上のことや、そしてまた、今日から女性警察官に避難所へそれぞれ行つて、いろいろ相談でありますとか、そういうこともしていただくとかという形で増えてきております。

○宇都隆史君 是非、警察、その他の、他県の警察もいろいろな業務があるんでしょけれども、これは国家の一大事ですから、是非もう少し警察の集中投入というのを考えていただきたいんです。警察官は事務系の職員も合わせると全国で二十九万人です。二十九万人中一万二千人を投入しています。自衛官は二十四万人中十万人投入しているんですよ。それぐらいの国家における大規模な状況だというふうに認識してやっているわけですから。

この治安というのも、先ほどは、まあ被災地ならではの犯罪は頻発しているけれども、何か仕方がないなニュアンスを私は受け取ったんですけれども、そうじゃなくて、先ほどもしました、現地にやはり復興の火がともし始めているんです。この火を絶やさないためには、やはり一番大事なのは地域の残された方々のお互いの信頼関係、相互に対して相手を信頼できるという、そういう気持ち、きずなを残していくことが一番大事だと思ふんです。

我々自民党も、今回政府が被災に關して努力されていることに対してできるだけ側面支援しようというところで、きずなという合い言葉を中心にいろんな活動をしているわけですが、是非、今やっと生まれようとしているこのきずなのとしを、治安の悪化によってお互いに疑心暗鬼が生まれるような、そういうことがないようなことを警察としても最大限の努力をしていただきたい

と、このように思います。

○国務大臣(中野寛成君) 被災地ならではの言葉は、別に言い訳として使ったわけではありません。一つの特色としてそういう傾向が出ることはあり得るということを上上げたわけであり

また、動員数につきましても、私は、事の職責上、自衛官と警察官の派遣人数について比較されるというのはいかたがうかというふうに思います。別に先生も他意があつておっしゃったのではないと思います。全国の警察をそれぞれ、例えばDNA鑑定の必要性だとか遺体の、いかにして遺体を大切に、また保存もし、将来の証明もしていくか、身元確認もしていくか、いろんなことがありますが、全国の都道府県警察にそれぞれの資料を持ち帰つて分析をするとか、いわゆる全国の警察がこの問題についていろんな形で総動員で努力をしているという実態は是非御理解をいただきたいと思ひます。

○宇都隆史君 ありがとうございます。私も弟が県警察で仕事をしておりますから、警察の皆さんが本当に一生懸命今回も努力をされている姿、現地で目の当たりにいたしました。

質問を変えさせていただきますけれども、政府の危機管理体制の体制についての質問に移らせていただきます。

やはり野党側から見ても、いろいろな対策本部があつて、一体その本部長がどなたで、その本部は実際にどこにあつて、どういう連携を取っているのかというのが非常に分かりにくい今の体制です。整理をされているものもしかしてあるものもありませんが、少なくとも我々野党から見ると全然見えてこない。あるいは、政府の、行政の関係者の行政職員に、これはどこにあるのと聞いても、すぐにぱつと返答が返つてこないということもございいます。

そこで、この体制について、果たしてこれでいいのかなどというところの質問をさせていただくんですが、原子力災害対策本部というのは、これは

どこに設置されているんでしょうか。これは内閣官房副長官でよろしいですか。

○内閣官房副長官(福山哲郎君) 原子力災害対策本部は、組織としては内閣府に設置しておりますが、設置場所は総理大臣官邸としております。

○宇都隆史君 組織としては内閣府に設置しているということ、私も官邸に所在するということは確認をしていただんですけども、この元々の原子力災害対策特別措置法では内閣府に設置しなさいということになっているわけですよね。じゃ、実際に今回の原子力災害に対する官邸と内閣府の位置付けというのはどのようになっているんでしょうか。

○内閣官房副長官(福山哲郎君) 宇都委員にお答えをいたしますが、宇都委員ももう御案内のとおりでございますが、原子力災害対策特別措置法においては、設置は組織としては内閣府に置きますが、第二項においては、名称並びに設置の場所を直ちに告示をしなければならぬという表記になっております。

これは、我々としては、今回の大地震におけるこの原発の事故については大変大きな問題だというふうに考えましたので、初動の段階から何らかの対応が遅れることは許されないということで、我々としては、関係各省庁から御案内のように危機管理センターに情報が集約される官邸に、危機管理センターを設置いたしました。そして一方では、現地の原子力災害対策本部として、福島県庁内にも現地の対策本部として設置をさせていただきました。これはやはり現地の福島県、そして現地のプラントの状況を把握をしなければいけないから、そういう形でさせていただきまして。

つまり、組織としては内閣府の中に設置をするようにというふうには法律上はありますが、第二項で設置場所について告示をしるというのは、そのときの状況に応じて判断をしたものの場所をしっかりと国民に知らせなさいということの意味合いだというふうに思ひますので、我々としては、危機管理センターの所在する官邸にまず最初に設置

をし、現地の福島県庁にも設置をさせていただいたという意味合いでございます。

○宇都隆史君 法律で内閣府と書いてあるのになぜ官邸に置くのかとか、こういう言挙げをするつもりではないんですね。その辺が非常に分かりにくくなっているんで、その辺の説明はやはり丁寧にされた方がよろしいかと思ひます。

それで、実際にこの原子力関係の直接指揮をされているのは副部長の海江田経産大臣、こういう理解を私はしているんですけども、中西経産省審議官にお伺いしますが、海江田大臣はふだんはどちらに常駐してその指揮というのをやっているらっしゃるんですか。

○政府参考人(中西宏典君) 今の御質問の件でございますけれども、経済産業大臣、そちらの方は、原子力災害対策本部、こちらの一応副部長でございますので、もちろんいろんな、例えば東京電力との間でつくった統合本部といったところもありますけれども、官邸の方及び統合本部の方、そのときの必要な情報を得るために必要な場所、適切な場所、指揮を執るときに必要な場所で大体仕事をやっているというところでございます。

○宇都隆史君 その時々において指揮を執りやすい場所に移動するというのはもちろんそのとおりなんですけれども、ふだん一番その指揮を執るのに適して長い時間いらつしやるのは、経産省の中で指揮を執られているという認識を持っているんですが、そのような形ではないんですか。

○政府参考人(中西宏典君) 具体的に、これは三月の十五日でございますけれども、やはり現地の状況、そういうサイトの最新の状況を逐一体系的に獲得し、それを分析して具体的に関係省庁も集まった形のアクションにつなげるということ、先ほども一言触れましたけれども、統合本部というものを、これ物理的には東京電力の方に置いてございいます。かなり東京電力の統合本部の物理的なところであつた大臣は業務をこなしているというのが現状でございます。

○宇都隆史君 私、この危機管理に関する法律の

全体の不備のところはこれ実はあると思っ
ています、今の民主党政権のやり方の不備という
よりは、個々のいろんな法律でそれぞれの所掌が決
まっています、縦割りというか、それぞれの担当省
庁が違ったりしている部分があります。ただ、
その横の連携というのは政府の中で緊密に取りな
がらやられているとは思っています。ただ、それ
がなかなかうまく機能していないところにある
情報、その中であったり伝達の遅れ等々が出てい
るのではないかと。それに対して最高指揮官であ
る総理もいらしているところもあるのか
と、このように思っています。

それで、自民党政権時代に、じゃ、どうやって
いたんだろうという話をいろいろお聞きします
と、自民党政権時代もこういう問題を抱えなが
らしっかりとクリアできなかった経緯があるよう
なんです、そこでうまく機能していたのが、事
務次官会議というのをうまく機能させていたと。
省庁の連携もあるものですか、こういうことを
やりたいと、例えば輪番停電にしてもそうです。
こういうことをやらなければならないという話が
経産省で出たときに、それぞれ横の所掌の中で、
これやることに対して問題点はどこで出てくるの
かと、お互いに意見を出し合った中で事前のすり
合わせをする。

そういうような会議をやはり持つ必要があるの
ではないかと思うんですが、現在の段階でこのよ
うな会議はどのような形で持たれているんです
う。

○内閣官房副長官(福山哲郎君) 宇都委員の御指
摘は私は一面は正しいというふうに思います。し
かしながら、それぞれの委員がこれまで何度も御
指摘いただいたように、今回は、地震の災害と津
波の災害と、そして原発の事故という複合的な状
況が生起をしています。その中で我々としては、
災害対策基本法、そして原子力災害特別措置法に
基づいて、それぞれの本部をつくらせて対応してい
ます。そして、先ほど、海江田経産大臣が東京電
力との統合本部の方にかんりの時間を割いてい

いただいているというのは、我々としては、今の
福島原発の状況を安定化させることが優先順位
としては高いという判断で、海江田大臣には、他
の問題についても大変いろんなことについてお心
を砕いていただいているにもかかわらず、その場
で指揮を執っていただいていることをお願いをし
ているところでございます。

一方で、被災者生活支援対策本部、これは原発
の被災者とはまた違う形で宮城や岩手や、津波
を含めた地震の生活支援については、被災者生活
支援の対策本部というのを、これは松本防災担当
大臣に本部長になっていただけて対応してござい
まして、この会については、毎日毎日、事務次官会
議というか、事務次官を招集をいたしまして、そ
れぞれの課題について各省庁に指示を出せるよう
な形で対応させていただいてるところでござい
まして、私は、会議を何度もやることとか会議を
たくさんつくるのが迅速な対応につながると思
っております。こういう複合災害の中で、
我々政府のやっていることに至らないことがある
ことは重々承知をしております、そこについて
は全力を尽くして、万全を尽くしていきたいとい
うふうに思いますが、いたずらに事務次官を集
めをするのは各省庁の仕事の業務が遅れること
にもつながりますので、そこは我々としては、最
低限のいわゆる会議でいかに迅速に指示が下りて
現場に行くようにするかについて最大の関心と注
意を払って対応しているつもりでございます。

○宇都隆史君 今の官房副長官の言うことは非常
によく分かるんです。もしそれだったら、やたら
補佐官を増やしたり、あるいは復興庁という新し
い省庁を増やしたり、それこそ無駄なんですよ。
会議を何度も何度も増やすのが無駄だと言っ
てあげば、それよりも、私は思うんです、今の官僚
組織、官僚制度というのをフル活用させることに
全力を尽くした方がよほど効率的な運用ができる
んじゃないかと。かえって、新しいものをつくっ
てそれぞれのまた意見がばらばらになってその調
整が煩雑になるよりは、できるだけ簡素化させて

回数を増やしてお互いの認識の共有を図る方がよ
り有効だと、このように考えます。
もう一つの質問がございまして、その質問と
同時に御答弁いただきたいと思っております。

もう一つ御質問なんですけれども、現在のいろ
んな所掌にまたがっている同時並行的にやらなけ
ればならないことと、この緊急事態の重要性を鑑
みたときに、私は、遅きに失したという感はある
と思いますけれども、安全保障会議を速やかに開い
て情報共有化をやったり図っていくべきだ、このよ
うな声は実は民間の有識者でも非常に多いん
です。これに関して、先ほどの私の意見に関する御
答弁も踏まえてお答えいただきたいと思いたす。

○内閣官房副長官(福山哲郎君) 済みません、次
官の会議は二日に一遍でございました。先ほど毎
日と申し上げましたが、訂正させていただきます。

私は、宇都委員の御指摘は、先ほどから申し上げ
ているように、検討に値する御意見をたくさん
いただいているというふうに思っております。た
だし、例えば内閣総理大臣補佐官は増やしてござ
いません。定員が決まっておりますので、逆に五人
の上限の中で必要に応じて対応させていただいて
おります。

その指摘の中には、内閣府の参与を増やしてい
ることについても御指摘があると思っております、原
発の事故に対して原子力安全委員会並びに保安院
を始め、本当に献身的に御努力をいただいておりますが、
いかにせん原発については専門的な知見
が必要でございまして。内閣の官房参与に地震発生
後加わっていただいた先生は、例えば原子力発電
所の安全対策を専門とされている東大の小佐古先
生や、例えば、これは宇都委員もよく御案内だと思
いますが、防衛大学校のセンター長で防衛大学
の教授であります山口昇先生には、やはり自衛隊
の士気が保たれながら仕事をいただけるかとい
うことについても御示唆をいただいております
し、それ以外にも基本的には原子力発電所の安全対

策、炉の問題、そこに対して官邸をいたしまして
はやはりセカンドオピニオンをしつかりと承る
と。

なぜ内閣官房の参与にするかというと、これは
今の原子炉の状況も含めて、非常にある種の日々
動いている情報があります。その中で我々は最大
限の情報を国民に今開示をさせていただいてござ
います、現実には官邸に入っていたら議論をする
ときにどの立場でその方が官邸に入っているの
か、逆に言えば、それは内閣官房の参与という立
場に入っていたらどうなのかという状況をつくら
なければ、そう簡単に情報交換とか意見の共有
もできないわけですから、そこは立場を持って
いただいて、その立場の中でしっかりと責任を持
って御意見をいただくという観点で参与になって
いただいているところでございます、辺り構わず
いろんな人を集めて意見を聞いているということ
ではなくて、我々としては、補佐官については上
限の中で対応している、参与についてはいろんな
セカンドオピニオンを聞く中で立場を持っていた
らくことによつて情報の共有ができるということ
を担保したいというふうに思っているのです、そこ
は御理解をいただきたいと思いたす。

それから、安全保障会議でございますが、安全
保障会議は、現実の問題として申し上げます、御
案内のように、武力攻撃事態への対処や重大テロ
などの重大緊急事態への対処に対する総理の諮問
機関でございます。今回の問題について、例えば
安全保障会議を開いて諮問をして答えをいただい
てやるよりかは、はるかに、法律に基づいて先
ほど申し上げたように本部を設置して迅速に対応
する方が、我々としては時間的にはこちらの方が
早いと判断をいたしましたし、そもそも安全保障
会議はそういったものの諮問の対象に災害や地震
はなっておりませんので、我々としてはそのよう
に対応したところでございます。

○宇都隆史君 先ほどの質問、一点だけ訂正いた
します。補佐官ではなくて参与の間違ひでござい
ました。

その中で、死者が一万一千人、行方不明者が一万六千人ということで、まさに未曾有の大災害であり、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げたいというふうに思っております。

の皆さんの、安穩な生活になるように頑張りたいというふうに思いますし、原子力発電所の事故については安定化に向けて一日も早くしていきたいという決意でございます。

○熊谷大君　今、副長官からの認識の中で、私

か、国難という表現を使わないから危機認識がないという議論は、私はなかなかそこは成り立たないというふうに思っております。我々、どういう表現であろうが今の状況は大変日本国にとって厳しい状況であると認識しております。

を明確な目標設定をすることで、その後の計画設定又はロードマップを作成するには非常に大きな役割が、大きな制度的なものも一体感で動けるといふふうに思っております。

ふうにあります。例えばその目標を、長期だつたらもうリターン・ツー・ノーマルシードと、平常化させるんだ、民生を安定させるんだと、そういうふうな目標設定を開示する、明らかに、明白に開示するというメッセージが必要だとは思いませんか。

○内閣官房副長官(福山哲郎君) 私は、メッセージについて必要性があるということはそのとおりだというふうに思っております。

政府としても一日も早く、短期、中期、長期について、このような形で被災地に対する支援をしていく若しくは復興をさせていくということはしていきたいと思ひますし、今は政府を挙げてその準備に全力を尽くしているところでございますし、もちろんそのときには、財源的にどのような形で補正予算を組んでいくか、その補正予算の具体的な項目はどのような形にしていくのか、それに対して、被災地の皆さんを始め国民に対してどのような形で表現をして理解をいただくかについては、我々としては懸命に今考えているところでございますし、そのことについては近く、できる範囲でやらせていただきたいというふうに思っておりますし、委員のおっしゃっています目標とメッセージの提示が必要だということについては私も全く異論がございません。

○熊谷大君 中越地震の際は、目標は、スローガンというか、ふるさとへ帰すよということをやつた二年間頑張つてやろうということ、みんな目標設定ができて、その目標に一つになって向かうことができたということを申し述べさせていただきます。

明確な目標がなければ復興復旧と言っても言葉が躍るだけで、目標があれば部下も動けるし、ましてや非常時なので、トップの迅速な判断をして対応が求められるというふうに思っております。例えば、その目標を、単純なものでもいいと思うんです。普通の生活に戻すよというふうに設定すれば、例えばですが、スーパーに並ばなくてもいいとか、ガソリンスタンドに行つてもすぐに給油

できるようにするよと、そういうふうな具体的な方に下ろしてくることができるといふふうに思っております。

そういった中、具体的な計画性がないままで、対症療法的に、これをやって、はい、これを押さえます、はい、これが出てきた、これを押さえますという、いつまでも全体像がつかめなくて、又は責任の場当たりの対応になつてしまつて見えなくなつてしまつてというのが今の被災地の現場なんではないかなというふうに思っております。

目標を設定すれば、そこに選択と集中という感覚が生まれると思つております。今のうちに普通の生活に戻すということであれば、スーパーに並ばなくても、スーパーに行つたら並んで買わなくていいというふうになれば、物流拠点の津波によつて壊滅的なダメージを受けているから、物流センターであるどこどこ、被害を受けたそこは集中的に物資と燃料と、そして資金を投入していくというふうなことで、そしてスーパーには流通が回復して商品がすんなり棚に上がるという、そういった社会的混乱も未然に、未然というか、混乱も徐々に防いでいける、又は物価の高騰も阻止できてきているというふうに思っております。

この明確、今おっしゃられたように明確が余りにも漠然としているために、前線、被災地で闘っている人たちが何か、何に対して闘っているのかとか、もう明確な目標がないので後方支援の兵隊みたいな感覚もなかなか生まれてこない。そして被災地以西の方には、前線で闘っている人たちに、しっかりと応援してもらわなきゃいけないのに、肝心要の後方支援が計画停電で生産と調達を遅らせられるような事態に陥っている、これではまた混乱を助長させるような中身になつてきているんじゃないかなというふうに思っております。

だから、目標というのは、結局は災害復興に対する理念というものを今明確に打ち出さなければならぬというふうに思つておるんです。そうしなければ、ともすれば復興予算がどうだとか財源

はどうだとかというふうな財源論ばかり、予算論ばかりに流れてしまつて、どういふふうな復興を成し遂げていくかという理念的な部分が見えなくなつてしまつて、又は看過されてしまつて時間ばかりが過ぎていくというふうなものにならないかというふうな懸念を抱いております。

そのロードマップについて続いて質問をさせていただきます。

先ほど副長官が言われたように、初期期は食料などの物資の調達、安全の確保、健康の確保なんということが、避難所のルールの策定なんというふうなもの、いろいろあると思うんですけれども、初期が終わつて三日から一週間はいわゆる物資の調達、配給、瓦れきの撤去、ライフラインの早期復旧計画の提示、被災者の生活再建に向けた方向性を示して、仮設住宅の申込みなんかをしなきゃいけない段階です。それが今、震災から二十日を過ぎても、被災地の多くはまだ衛生面、感染症を気にしなきゃいけない時期、嘔吐下痢症とかインフルエンザの対策をしていかなきゃいけない、つまり健康維持が全然できていない状況なんですね。

私が回つた宮城県南部の方は、例えば亘理町でありますとか山元町でありますとかそういうところは、いまだに下着の支援とか靴が欲しいとか長靴があれば助かると、そういった基本的なところがまだまだ充足、満たされていない状況なんですね。

こうした中で、一刻も早く衛生面又はロードマップを示して、いついつはこれをやる、いついつまでには健康面の管理も完成させるというロードマップの策定、そして目に見える形でやらなければいけないというふうに思つておるんですが、その辺りの見解をお聞かせください。

○副大臣(東祥三君) 熊谷委員が現場をずっと歩かれて、現場の声を聞かれ、それに基づいて発言されていると。その上で、私も現場を担当する現地対策本部長として申し上げさせていただきますれば、先ほど福山副長官が言われたとおり、今は、まず

何がどうなっているかといへば、間違いなく被災者の皆さんがとりわけ厳しい環境の中で避難所で日々の生活に精いっぱいでありま。また、避難所に行かれないで自主避難しながら家を守っている方々にも物資がまだ届いていない、そういう状況もあります。そういう意味で、国としてまだこの段階でも徹底的に追求していかなくちゃいけないのが物資の輸送であり、補給であり、避難所生活の改善等の被災者支援に重点を置いて取り組んでいるところです。

よく言うんですが、この段階においては、動脈はつながりつあると、しかし毛細血管までちゃんと血液が流入していない、またそこから外れてしまつていくところもある、まずここからやつかなくちゃいけないと。また、委員御案内のとおり、瓦れきの前で、ゼロの地点にも達していない、ゼロ以下だと、とにかく眼前に広がるこの瓦れきを何とかしてもらいたいという、そういう状況があるんだろうと思うんです。

そこで、今委員が御指摘になつたとおり、その中でもいろいろ、ただ単に食料、水、いわゆるライフラインのみならず、二週間以上にわたつて同じ下着をずっと着続けざるを得ない、そういう方々もいらつしやる、そういうものに対してもしっかりとした対処が必要なんだろうと。そういう意味で、現場に問題があつて、その現場を少しでも改善できるようにと、こういう姿勢で取り組んでいるところなんです。不十分なところ、まだまだあると思ひます。

その上で、今後の被災地の復旧復興については、先ほど副長官も言われているとおり、災害が未曾有の災害であること、誰もが共有する認識だろうと思ひます。その意味で、国として取り得るありとあらゆる政策手段を活用して取り組んでいく必要があるというふうに思ひます。

そして、御指摘の復旧復興に向けたロードマップについては、もう委員今御提示してくださいました瓦れき、廃棄物の処理あるいはインフラの復旧、漁業に従事されている方がたくさんいらつ

そういう意味で、今後の被災地の復興に向けた政府の役割をしつかりと果たしていくためにも、委員から是非様々な御提言もいただくながら、また具体的に成し遂げていかない部分がありましたが速慮なくおっしゃっていただければと。

○熊谷大君 福山官房副長官、本当にありがとうございました。質問は終わりましたので、退席ください。

○熊谷大君　今御答弁いただきました瓦れきについてでございます。

今、被災地を回っていると、個人個人が一生懸命家にたまった瓦れきを除去しております。私は本当に、国の補助で、国庫で瓦れきの撤去又はそれに掛かる費用を負担してくれるということをすごく評価したいなというふうに思っております。また、それと同時に、個人宅に行くとき非常に大きな災害ごみが、例えば防風林の松であるとか電柱、車であるというのが一階部分にばあっと押し寄せて、撤去したくても家族ではちよつと負担だと、又は近隣住民を集めても非常に負担であるというところが多いと思います。そうした瓦れきの撤去、災害ごみに対する撤去にも国の補助というものが当てはめられるのかどうかというのを

○大臣政務官 樋高剛君 熊谷先生におかれましては、御地元、宮城県ということで、心からお見舞いを申し上げる次第であります。私も隣の岩手県に居住したこともこれあり、我が事として取組をさせていただいているところでございます。

今般の震災におきましては、空前の大規模な津波、地震のみならず津波によって大変甚大な瓦れき、災害廃棄物が生じているわけでございますけれども、その処理につきましては、県が災害救助法に基づき実施する災害救助と並行して一体的に進めていくことが必要な状況であると認識をしているわけでございます。

例えばですけれども、現場の沿岸、私も歩きましたけれども、市役所そのものが大変な被害を被っているなど、地方の自治機能が著しく、やむなく低下をしているという現状も、これ自分の目で、自分の耳で現場で聞いてきたところでございますけれども、では、これらについてはどうするのかということにつきまして、例えば地方自治法の二百五十二条の第十四項という項目がございまして、これによりまして当該市町村が県に委託をするによって県が代行をするというスキームも素早くつくらせていただき、体制を整えさせていただいたところでございます。

また、地方負担分につきましてでございますけれども、災害廃棄物処理事業費が多額に及ぶ市町村につきまして、その全額を災害対策債により対応いたしましたして、その元利償還金の一〇〇％交付税措置することとしたところでございます。この財政支援によりまして、今後、被災地での災害廃棄物処理が迅速かつ円滑に進められるよう国として全面的に支援、バックアップを行ってまいりたいと思っております。

○熊谷大君　ありがとうございます。
是非スピーデーに対応していただけたらなと思ひます。というのは、瓦れき撤去、片付けている方はもう燃やしたいと、早く、山積みになつて

その瓦れきごみなんですけれども、非常に大量であると。その瓦れき、宮城県の試算だと一千八百万トンあると。年間で換算すると二十三年分だということふうに試算が出ております。

○大臣政務官(樋高剛君) 済みません、先ほどの答弁の中で、地方自治法二百五十二条十四項と申しましたけれども、十四だそうでございます。済みません、訂正をさせていただきたいと思ひます。

特に、沿岸部は先生御承知のとおり山合いが海辺にすごい迫っているところでございまして、平らな部分が物すごい少ないわけでございます。しかし、場所を確保するに当たりまして、実は仮設住宅をやはり造らなくてはいけないなどほかとの

調整も、これ優先順位もまたそれぞれあるわけでごいまして、今おっしゃっていただきました沿岸部あるいは農地ということにつきまして、これも連日議論を政府内で調整をし、なおかつ、国から頭ごなしに言うんではなくて、地域のそれぞれの思い、それぞれのニーズがございます。それぞれの希望が千差万別、それぞれの市町村によって全く違っております。

こういう町にしようじゃないかということ踏まえた上で瓦れきの仮置場をどうしようかということ、それぞれの提案が地元からも今意欲的に上がってきているところありますので、それらが実行できるように全面的に国の方からバックアップを小まめに誠実にやってまいりたいと思っております。

ありがとうございます。

熊谷大君 ありがとうございます。

先ほど瓦れきの中に数多くの車が転がっているというお話をしました。本当に、大臣も行かれて、もうミニカーのようにごろごろ転がっているというのを目の当たりにされたと思いますが、これ車なんですけれども、もちろん個人の財産で、自動車保険でカバーされているというふうに思っております。事故なんかだと民間保険で対応できるんですけども、事津波とか地震という場合は特約に入っていないとなかなかそれがカバーされないというのが実情でございます。そして、その地震とか噴火とか津波の車両損害特約というのは、ほぼ加入していない人が多いではないかなというふうな認識を持っております。

この車なんですけれども、被災地、岩手とか宮城とか福島だけではなくほかの被災地でも、やっぱり被害に遭った場所というのは公共交通機関が発達しないところが非常に多いんだというふうに思っております。やっぱり人々の日常の足というものを失ってしまったと言っても過言ではないというふうに思っております。

こういう意味で、自動車というのは非常に公共性の高いものだというふうに思っております。

こうした公共性の高い交通手段、車に、今回津波の被害に遭われた方に対して寛大な補助とか支援があるのかどうかというのを聞きたいというふうに思っております。

例えば、多賀城市というところで、今推計なんですけれども、六千台の車が津波の被害に遭ったというふうなデータもあります。重量税とかそういったものの減免というものを今国税庁の方も考えられていることだったんですけれども、生活必需品、そして生活再建に最も重要な車に関して寛大な補助とか支援とかがあればというふうに思いますが、いかがでしょうか。

政府参考人(中田徹君) お答えいたします。

今回の震災で多くの自動車流失したり使用不能になったという状況で、これをどうやって効果的に対応していくかというのは非常に重大な課題であるというふうに認識しております。

私も国土交通省としては、まず自動車の登録を所管しているという関係で、使えなくなった自動車をどうやって廃車の方にしていくのか、あるいは新しい車を取得されるときに、本来でありますと本人の確認とかいろいろと手続が、確実な資料というのを要求してございますが、そういう実態ではないということを踏まえて簡便な方法で新しい車の登録をできるというような柔軟な対応を今行っております。

それに加えて、さらに、新しく取得することについて積極的な支援をすべきではないかという先生の御指摘でございますけれども、まさに今先生御指摘のように、生活の足として非常に大事である、あるいは個人の車だけではなくて、あそこで公共交通を運営していた事業者も車を失っている、そういうことで、車を回復するということが非常に重要であるというふうに認識はいたしております。

その中で、今、税に関しては税法上も減免の措置を講じることができるよう規定もございまして、税に関しましては別途税務当局の方で御検討いただいております。

そのほかの支援につきましては、被災地の被害の状況を十分把握した上で、今回の災害では個人の私有財産、動産、不動産いろいろあると思えますけれども、それに対していかように、その損害にどのように支援していくかということにつきましては、政府全体の課題として取り組むべきことであらうというふうに考えてございます。

熊谷大君 内閣府に是非、今国交省からの説明だったんですけれども、内閣府として、生活再建の一環として公的補助、被災者の生活支援法を所管している内閣府ですので、そこの一環として何とかしていただけたらなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

政府参考人(長谷川彰一君) お答えいたします。

今お話のございました被災者生活再建支援制度でございますけれども、これは自然災害によりましてその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、自立した生活再建を支援し被災地の速やかな復興に資するということを目的とした制度でございます。先ほど谷合委員の方からも御質問をいただいたところでございます。

具体的に申し上げますと、全壊や大規模半壊などの住宅に重大な被害を受けた世帯を対象としている制度でございます。そういう意味では、お尋ねがございました、被災した車両をこの制度の支給対象とするということについては、残念ながらちよつと制度の趣旨から困難かというふうに考えております。

熊谷大君 時間も押しているんで、先ほど谷合委員も質問された罹災証明書についてちよつと質問を移したいと思うんですけれども。

罹災証明書、私の義理の家族の家も半壊、今回の大震災でいたしました、早急に罹災証明書を取りなさいというふうなことを言ったら、最近区役所の方に行つたんですね。そうしたら、罹災証明書の番号が一千五百何十番となつていたので、それがもう早い段階で行つても一千五百何番です。これから数万件という罹災証明を取る

方が出てくると思うんですね。それに一つ一つもちろん区役所の方又は役所の方が見に行つて確認されてチェックするんだと思うんですけれども、あの神戸の大震災のときは大学の建築学部の学生も借り出してチェックをさせたというぐらいだったんですけれども、今度の被災地の規模はそのいわゆる比較にならないほど大きなことだというふうに思っております。

残念ながら、罹災証明書を、先ほどもありましたけれども、もつと、ちよつと煩雑で、簡便なものにできないかというふうなことがよく聞かれます。先ほど被災証明書でもいいんじゃないかというふうな政務官からのお言葉があつたんですけれども、そこら辺をもうちよつと詳しく教えていただければと思います。

政府参考人(長谷川彰一君) 今御質問がございました。

先ほど逢坂政務官の方からも御答弁がございましたように、市町村におきましてその被害の状態を確認してそれを証明するという制度でございます。その上で、罹災証明書の実態をいたしましては、家屋の被害の程度を記載するというのが通例でございます。したがって、先ほど申し上げましたような被災者支援制度の前提としての全壊であるとか半壊であるとか、こういったことを記載していないとその後の例えば被災者支援にも使えないということがございます。

そこで、その罹災証明書を多数発行しなきゃならないの中で、多数の膨大な家屋が被害を受けておる中でどういうふうに進めていくかということとは、これは私どもとしても問題意識を持っております。

現在、私どもの方で地方向けに研修会等をもつ既に始めておりまして、その中で既にお話などしておりますのは、まず、既に国土地理院などの航空写真等ではほとんど流れてしまった地域とそうじゃない地域というのが程度区別できます。航空写真等で判断いたしましたので、そのエリアが流失し

てしまっているというふうに判断され、もうその家が元々あったところは何もないと判断されるところにつきましてはそれをもって全壊と考える。たまたま残っていたところもあると思うんですけども、残っていたところにつきましては本来ですといろんな点数なんかを計算するという仕組みなんですけれども、そういったことは対応できないだろうということで、今回の津波の災害につきましては外見である程度判断、一次判定をさせていただいて、御不満があればこれは詳しい判定をするというふうな仕組みで対応したいというふうに考えておるところでございます。

○熊谷大君 今回の災害は非常に長期にわたる、復興にも又は再建にも非常に長期にわたることだというふうに思っております。是非、罹災証明書又は被災者証明書みたいなものを、IDをなくされた方もたくさんいらっしゃいますので、それを持つていくと公的な支援又は援助も受けられるような一括したIDのようなものにしていただけると、大変制度上又は何か制度を受けるのにでも非常に有利になって、便利になるのではないかなというふうに思っております。

さらに、ちよつともう一点質問をさせていただきます。中小企業、零細企業の方々に對して出す罹災証明、これは罹災届出証明というふうに言われるものなんですけれども、企業、特に中小零細企業というのは自前で建物を持たない方が多いんですね。罹災証明というのは建物に對して補償が付くものでございますが、罹災届出証明書というのはそれ以外のものを書く欄がたくさんあるんですけれども、罹災届出証明書に何を書くかといったら、大体、中小企業、零細企業の方は、パソコンとか機械とかコピーとか机とか、そういった備品の部分を記さなきゃいけないんですけれども、そういった、今回未曾有の津波被害に遭ったときに、その備品の補助とか補償というのなかなか受けられない、又は融資を受けるにしても金利的な優遇はなかなか受けられないというところの非常に意見が多く寄せられており

まして、復興に對して地域の経済とか地域の社会を支えて手助けしてくれるのは彼ら中小企業又は零細企業の方々なので、何とか復活又は復興、マンパワーとしてしっかりと皆様の手を助けてもらえるように、そういった備品に關しても寛大な補助を見込めたというふうに思うんですけれども、見解の方を御答弁ください。

○政府参考人(伊藤仁君) 御質問いただきました被災中小企業についてでございますけれども、金融政策ににつきましては、債務保証とかあるいは政策金融機関における融資ということにつきましては、おっしゃられましたように、被災証明、罹災証明をいただく形で被災者を特定いたしまして融資するという形にしております。また、実際にその罹災証明が出ない、あるいはなかなか遅れるというケースもありますので、事後的でもいいというふうな形で処理してございます。

それから、おっしゃられました、必ずしもその罹災証明の対象にならないような被害、しかしそれによつて売上げ等が急激に落ちていくといったようなケースにつきましても、セーフティーネットというふうな形で保証とか融資制度というのは拡充しておりますので、そういった形の対応というものが検討できるかと思っております。補助につきましましては、また震災政策全体の中で検討させていただきたいと思っております。

○熊谷大君 様々なプランがあるというのは、ホームページ上又はいろいろな文書なんか出ていくというふうによく言われるんですけれども、それが果たして本当に全てを失った事業主、経営者の方々、避難所にいる方々に届いているかということに關しては非常に疑問だというふうに思っております。

先ほど壁新聞という発想が提示されましたが、私は、やっぱり一つ一つの避難所を訪問して、お役所の方が一人付いてちゃんと募集して説明してあげないと、あしたの生活がどうなるか分からない、でももう収入もないし、でも従業員の給料を払わなきゃいけない、毎月の引き落としは何か毎

月確実に行われているようだとということで、非常に不安を持たれている方が多いというふうに思っています。

そういった意味で、是非、避難所につき一人か二人のマンパワーを付けていただいで、ちゃんとした説明をしていただけたらというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長(松井孝治君) どなたが御答弁されますか。

○熊谷大君 じゃ、もう時間もないので……

○委員長(松井孝治君) よろしいですか。

○熊谷大君 これは要望ということですから受けていただけたらというふうに思っております。では、時間もないので、最後なんですけれども、もうこれは釈迦に説法だというふうに思うんですけれども、予算というのは政府の意思が反映されたものであるというふうに考えております。日本というのは、三・一一の大震災の以前と以降とでは状況がまるっきり変わってしまったという認識を是非持っていたいただきたいというふうに思っております。

補正予算を組むということでございますが、是非、その予算を組むにも、人の生命と財産が非常に深くかわつていくということを認識していただいで補正予算を組んでいただけたらというふうに強く願っております。玄葉さんで。

○委員長(松井孝治君) よろしいですか。

それでは、玄葉国務大臣、最後に。

○国務大臣(玄葉光一郎君) 結論だけ申し上げれば、当然そういう考え方は大切なことだというふうに思っております。

マニフェストとかあるいは歳出の見直しというのも、当然、私は今でも理念は正しかったというふうに思いますし、正しいと思っておりますが、事態を踏まえた柔軟性というのが必要だということに思います。

せっかくなので、ちよつと一、二分いただいで——もう時間ないですか、やめますか。

○国務大臣(玄葉光一郎君) はい。

では、今の御質疑をちよつとお聞きして、一つだけ御理解いただきたいというふうに思うのは、今回、人類史上初の事態なんですね。つまりは、大地震、大津波、原発事故、事態は進行中であるというものが一つあると。しかも、原発事故についてはプラントと住民安全と両方あるわけです。ですから、これから目標を示す、復興プランを示すというときもタイミングとか出し方とかということは非常に重要になりまして、単に今目標を出せばいいとか、そういうことをシンプルに考えられる状況じゃない。つまりは、阪神大震災の何倍もの被害、そして事態は進行中である。そういうことを踏まえながら私は対応しないと間違えてしまうというふうに思っておりますので、そのところは御理解をいただきながら、昨日も谷垣総裁と石破政調会長と極めて有意義な話し合いをさせていただきましてけれども、党派を超えてこの事態に對処するということが極めて大事だということに思います。

以上です。

○熊谷大君 ありがとうございます。

○小野次郎君 みんなの党の小野次郎でございます。

今日は主に運輸大臣と節電方策について意見の交換をしたと思っておりますけれども、その前に一問だけ中野国家公安委員長に質問させていただきます。

それは、一昨日、予算委員会の締めくくり総括でも菅総理に質問を申し上げた、災害時の安否情報照会のための公的なサイトをつくってもらいたいということでございます。総理からも、最後は何か検討しますという言葉がございましたけれども、余り何か特段の反応が得られなかったものですから、是非、大臣にもう一度前向きに検討をしていただきたいということでお訴えをさせていただきます。

それは、今回の災害、未曾有の規模でございます。その中で、やっぱり安否の確認というのが

いかに人間の特に震災直後の行動の動機の中で大きな要素かということですね、私、訴えたいのは。つまり、肉親のことを探して回る方もおられる。あるいは、その地域にすら入れないために電話を掛けまくったり、電話が通じない、あるいはメールが駄目な時間もありました。その中で意外と機能したのがツイッターというんですかね、それでの連絡であつたり、あるいはグーグル、ヤフーもあつて、僕はグーグルの使いましたけれども、安否情報を問い合わせる方が載つて、情報を持っている方がそこにまた見付けて答えてくれるという形で、私も一組だったか二組か安全を確認しましたけれども。

現地には、避難された方が収容されているいわゆる体育館とか施設もある。あるいは、はつきりとこれは誰の御遺体だと分かっている死亡確認された方も張り出してあるみたいなんですけれども、あるいは特養ホームとか単位ごとに、この方たちは御無事でですよということを発表したり掲示している方おられると思うんです。

先日の総理の答弁の中に、宮城県警がそういうことを県警のホームページに載つていてというお話がございましたけれども、そういう、どこかに一部が載っていますというのでは実際にはなかなか大変なことですね。

私は、だから、当初の様々な道路の渋滞をなるべく少なくするためにも、あるいは通信が大変厳しい状況の中でそういった安否確認のために物すごい数のやり取りをしますから、それを幾らかでも合理化するということは、いわゆる捜索、救難のためにも大変合理性があると思うんです。もちろん、それを警察が、警察の名において、あるいはその予算においてやれというのかどうかは私も自信ございません。

ただ、是非つくつていただきたいのは、今、民間のグーグルやヤフーのように、ユーザーとユーザーが情報交換しているだけのものではなくて、そこには是非、ここにこういう方が元気でおられる、生存しておられますよという、現地へ行けば

見れる情報だとか、あるいは逆に、不幸にしてお亡くなりになった方のことを一部発表しているのであればそれも載つていただきたいし、いろいろなホームとか、あるいは列車の中とか病院だとかでこういう方がおられますということを、現地へ行けば公表しているものであれば、別に特別に秘密のものを出してくれというわけじゃありませんけれども、お互いに共有の掲示板として使うことができれば、とつさに危険を押し、あるいは渋滞の原因となつて探し回るといふ手間も若干合理化されるかもしれないし、あるいは電話やメールの関係でもバンクしちやいますから、それ幾らかでも合理化できるんじゃないかと思つて、どこか関係の省庁とも御相談いただく、あるいは関係の団体とも御相談いただきながらそういうサイトを一つつくつていただきたいと思うので、前向きに検討するといふお言葉をいただきたいと思つて大臣に御質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○国務大臣(中野寛成君) 大変建設的な御提言をいただきました、ありがとうございます。

小野先生、警察のOBでもいらつしやいます、いわゆる警察の機能とか、そうした大所高所に立つての視点、それと実体験に基づいての御提起をいただいていると思ひますので、そのことを私自身も踏まえて、前向きに検討するという政治用語が果たしてこういうときにふさわしいのかどうか分かりませんが、いづれにせよ大変貴重な御意見であることは間違ひありませんし、それからもう一つ、いわゆる役所が果たしてやることとがふさわしいのかどうか。この前先生御質問でござつた、全国的なネットワークを持つ民間団体へ委託する、またそういうことも含めてとおつしやつておられて、まさにそれが私は大切なことではないかなというふうにも思つております。

ですから、公設サイトということになりますと情報の内容が多岐にわたる、また刻々と変わつていく、また関係者のプライバシーに配慮をしつ

正確な情報を提供すると、ちよつと堅苦しくなつてくる部分もありますので、情報の提供は警察であつたり政府であつたり自治体であつたり、それはいいと思いますが、そういうものが確立をされておりますとそこへ提供すればいいということもできてくるでしょうし、そういうことを是非私も検討をさせていただきたいというふうにも思ひます。

結局、自衛隊の皆さんが中心になつて大変御遺体の発見など御苦労いただいて、警察ももちろんやつておりますが、最終的にそれが集約されますのは警察なんですね。警察のところに収容をされ、そして検視をし、そして安置し、そして基本的に御遺族にお引渡しをさせていただくと。今回のように、どうしても御遺族にお引渡しをするその身元確認ができない、できても引き取つてくださる御家族がない、これはもうまさに断腸の思いで自治体にお引渡しをして自治体でそのお取扱ひをしていただくことになるのですが、いろんな情報の集約というのは警察に集まつてくる。

今回も、警察署、いろいろ被害を受けた警察署はありますけれども、警察署の機能をなくしたところは一所もありませんでした。また、警察無線を中心にして、警察通信というのは常に機能し続けておりましたので、地域によつては自治体の情報連絡、連携の代わりを警察の方がサポートさせていただいたということもありました。

なかなか警察、先ほど自衛隊の動員数との関係をちよつとおつしやられたことがありました、自衛隊は自己完結型でどこにでも出動できる機能を持つておられますが、警察の場合は自己完結型になつていない、地方警察、都道府県警察になつていないという性格の違いがあります。しかし、逆に言えば、地方警察であるがゆえに地方自治体との連携はより緊密に取れているということもありませんので、警察としても是非、せつかくの御提言を十分に検討をさせていただきたいというふうに思ひます。

○小野次郎君 大臣のおつしやるとおりで結構だ

と思ひます。ただ、最後までやはりそういうように行政側あるいは警察を中心とする行政側の情報がかつていないと実際には動かないものですか、是非その点の、最初立ち上げる際には前向きに取り組んでいただきたいと思ひます。

大臣には以上でございます。ありがとうございます。

○委員長(松井孝治君) 中野国家公安委員長には御退席いただいて結構です。

○小野次郎君 それでは、ここからは節電方策について連舩大臣に、私なりのアイデアをいろいろ昨夜まで書きましたので、御意見をいただければと思ひます。

今回の節電方策というのは事情が事情ですから、今までの全体的な省エネ対策というのとちよつと違う局面があると思うんです。

私なりに整理したのは、一つは、昼間の消費電力を何とか夜間の方に山をずらせないかなというのが一つの問題。二つ目には、平日のピーク時に使っているものを何とか七日間の週末に割つて、押しにくいかなという部分があると思うんです、曜日の問題ですね。三つ目には、ハイシーズンというか、この日とか決まっているものの、電力の消費が多いだろうと思はれるのを何とか平準化できないかなというところがある。四番目には、夏に集中しているものを何とかほかの季節にまでならしていかないかなというのがある、最後にやはり、それは言つても全体的に省エネ、節電につながるライフスタイルというものを確立していくということがあるんだと思ひます。

ちよつと短期間に作り出したから未整理の部分がございますけれども、五つの視点からアイデアがないかなと考えました。

その一つ、最初に、私の自己宣伝になるわけでもないんですが、実は三年前に書いたブログでございます。これは「いつでもサマータイムを。」と書いてありますけれども、政府でもサマータイムについて検討をされているようなことを報道で見ましたが、サマータイムを検討されるのであれ

ば、私は是非、標準時を一時に進めるという方をお勧めしたいと思っています。

それは、例えば春分の日、三月二十一日には日の出は、東京ですけれども、五時四十四分でした。夏至の東京では四時二十六分に日の出があります。一番遅い冬至の日でも六時四十七分に日の出があります。いろいろな専門家の方から聞くと、生物としての人間というのは、やっぱり日出て起き、日入って憩うというのが一番ナチュラルなんだそうです。ところが、現代生活の中では、このブログにも書いていますが、カーテンが、実は明るくなっているんだけど寝ているために閉じているという、光を防いでいるという面がありますよね。

そういう意味でいうと、ライフスタイルの問題からも、それから全体としての節電、省エネの面からも、例えば四時二十六分から普通、いろんな起きる時間はあるでしょうけれども、二時間、三時間、人によっては明るいときに寝ているわけですね。三月二十一日の段階で六時前にもう日の出があるわけですから、その部分に生活時間になるべく近づけることが、私は全体としての省エネ、節電になるんだろうと思うんですね。

そんなことで、サマータイムあるいは私の標準時を一時に進めるということ、これは実は新党改革の荒井広幸議員もいろんな会議で言っておられるんです。この間、意気投合したものですが三年前のやつを思い出しまして提案していますが、これについて何か御意見があれば、お伺いさせていただきます。

○国務大臣(蓮舫君) こういう場で率直な議論をさせていただける時間をいただいたことをまずお礼を申し上げたいと思います。

元々は、震災による影響で東京電力管内の電気の供給力が例年に比べて二五%足りないというところから計画停電あるいは節電のお願いをしてきているところなんです。実は、昨日の電力需要の数字を見て、私ちよつと正直言って驚いたんですが、昨日の電力需要は、計画停電はしていません。

ん、してなくて需要は、三千三百万キロワットございました。去年の三月の平時の平均ですと、これは四千七百万キロワット。つまり、節電をしていただいた結果によって千四百万キロワットの節電効果が出ている。

つまり、本当に積極的に、善意によって、様々な省エネ、節電の努力を各御家庭、各事業所、各産業界にお願いをした結果、相当な部分の電力の供給を抑えることができるというのが表れている。だからこそ、最も、委員御指摘のように、電力需要がピークがある夏場に向けて、まずはどうやったら、生活スタイルあるいは働き方の在り方を大きく変えることができるのではないかという思いで今政府においても検討はさせていただいております。

小野先生がブログでお書きになられた「いつでもサマータイムを」、このカーテンの機能、私初めて知ったんですけれども、生活が長いでしょうから、ヨーロッパでは寒いから熱が逃げないように保温効果のためのカーテン、それに対して日本では光を、遮光というんでしょうか、遮って、効果が違うということなんですけれども。

ただ、二つあると思うんです。節電の部分では、総量をどうやって抑えることができるのか、それと一日の需要のピークに当たる、これ冬場は朝と夕方になるんですが、このピークをどうやってカットしていくか。この二つを両方抑えることができれば、結果として電力供給も低く抑えることができます。

先生がおっしゃった一時間ずつとずらし続けるというのは、果たしてどういう効果が出るのか、ちよつと私まだ分からないんですけど、そのまま電気の需要計数といいますか、グラフが一時間ずれるだけではニーズが最も集中するこの部分も変わらないものですから、そのこの部分をどういうふうに一時間進めることによって併せて落とすことができるかの知恵も必要だと思っています。

○小野次郎君 私もしミュレーションは完全にで

きているわけではないんであれですけど、まあ涼しい日の出とともに起きて、昼間の時間を有効に使うということで電気の消費量を減らせるんじゃないかということ、何か経済活性化効果が二兆円だという調査をしているペーパーもありましたけれども、是非そのシミュレーションを検討していただきたいと思っています。

そのときにサマータイムという話がすぐ出るんで、あえてこれ申し上げたのは、サマータイムはどこまで行っても異論があるのは、半年ごとに時間を前へ進めたり後ろへ戻したりしなきゃいけないということに結構こだわっている方がおられるものですから、そういう検討をされるのであれば、子午線を動かすということがあるでしょう。

というのは、韓国とか北朝鮮なんか、もう昔、日本と同じ時間だったところは今でも同じ時間なんです。随分西ですけども。今度、例えばフランスとイギリスの地図を思い浮かべていただいても、更にイギリスよりも西にあるスペイン、ポルトガルもヨーロッパ時間ということで、常にイギリスよりも一時間東の時間なんです。

夏時間の話というのは、更にそれを一時間動かしているわけですから、だから、人によっては二時間動かせるんだよという人もいますけれども、私はそこまでは申し上げませんが、せめて納沙布岬のところぐらいを標準時にすることは大いに可能なんじゃないかなというふうに思っています。

それから、次の問題に移りますが、定休日や週間で分散化できないかという観点なんです。大口電力使用事業所、これはもうお答えは結構です。いろいろ御努力されていると思うし、自助努力も企業でもされていると思います。

二つ目の、業界ごと、例えば床屋さんは月曜日に休みますよね。美容室は火曜日が多いようですけれども、そういうことを業界ごとに工夫してもらおうというアイデアもあるんじゃないかということ。

それからもう一つは、地域ごとというんですけど、私の実体験で、フランスのロワール地方の町

へ月曜日に行ったらバンクが開まっているんですよ、銀行が。で、聞いて回ったら、この町は全部月曜日お休みですよということなんです。フランスの人にちよつと昨日確認したら、週に一日休まなければいけないと書いてあるけれども、必ずしも曜日を指定してないので、地域ごとに決めれば違う曜日に休んでいる町もあるんです。ということでしたので、その辺なんかも参考に検討していただければ、どこかの市町村とか何かでそうしようというのがあれば面白い企画なんじゃないかなと思う。

この定休日の週間分散化について、何かコメントがあれば伺いたいと思います。

○国務大臣(蓮舫君) 非常にいい御提案だと思っています。今の一週間を通じて電力の需給バランスを見ていると、やはり月曜日と金曜日、人々が社会活動に参加しているときというのは需給バランスがやっぱり相当厳しくなっている。その代わり土日というのはそれが随分抑えられていますので、平日に動いていたものを土日にシフトをしていただいて、そして一週間を通じて全体的な総量が下がるという効果は、これは期待できていると思っています。ただ、やはり事業所が積極的に取り組んでいただくことが必要不可欠となりますので、その部分の御理解をいただけるための話合いの場も必要になると思っています。

○小野次郎君 いずれにしても、権力的にどうか、いきなり法に基づく停電というだけでなく、何とか関係者の協力、理解を得てという形をいろんなアイデアを出しながら進めていくことがいいかなと思います。

問い三として通告してありましたゴールデンウィークの全国分散化の話は、実はもう国土交通省で渋滞対策の見地から進めておられますので、これは答弁は結構ですので、併せてこの電気の問題の面からも御検討いただきたいと思います。

四番目のブリッジ休日という話なんです。これはボンと言っているんです。フランス語では、ボンというのはボンヌフななかのボン、橋という

意味ですね。日本では、何年か前にむしろハッピーマンデーというか月曜に休みの日を付ける、若しくは日曜がダブったときは月曜日にずらすという形の処理をしましたけれども、ヨーロッパではこのボンというのを使っているところがありまして、それは、火曜日とか木曜日が祝祭日に当たった場合は真ん中に挟まっている月曜日とか金曜日を休みにしちゃおうという制度でございまして、日本はそれをむしろ月曜日に、日にちの方を動かしちゃったわけですね、このブリッジというの節電になるのであれば、全国一律なのかあるいは地域ごとか分かりませんが、是非御検討をいただきたいと思ひます。

ちよつと続けて進めますけれども、あと、同じような発想なんですけれども、お盆ですね。お盆は、明治になってから七月にお盆というか、暦上は七月なんですかね、それが旧暦の八月になっている地域と混在していますけれども、これも、例えば全国の知事さんか市町村長さんにお任せして、うちは旧暦の盆でいくよということと、七月にみんな帰っておいでよとお盆を分けたりますと、それで一つ山が平らになるのかなという感じがします。

同じことは、どこかで何か運動している方おられるようだけれども、旧正月を復活させようという運動されている方もいますけれども、お正月についてもこの旧正月というのを、今現に残っていますから、これを少し市町村単位か何かで取り組むというところが出てくれば一つまた山がなだらかなるかなと思ひますので、こういった一年間の休日について少しそういう工夫をしてみようという、ならしてみようという考えについてまたコメントがあればいいと思います。

○国務大臣(運動部) ブリッジ休日、フランス語でボンという部分、いわゆる日本語で言ったら飛び石連休の部分の間を埋めようという考え方だと思ひます。やはり平日に電力需要が高まるわけですから、それを、なるべく休日を増やすことによって総量を全体的に下げていくという考え方

であれば、委員の御指摘、私もそれは賛同するものでございます。

ただ、カレンダー上の休日を増やすとなると、どうしてもこれ、国民の祝日に関する法律ですとか関連する法律を改正しなければいけないと、政府が強制的にそこを休みにするということが望ましくないというの、これも委員も同じ思ひだと思ひますので、やはりこれも自主的に関係業界の皆様方に積極的に取り組んでいただければという観点は持っています。

お盆ですが、新盆だと七月で、お盆は八月、お正月は一月、旧正月だと、農歴ですから二月ですか。これは国民の生活習慣といひますか、お盆の場合ですと、どうしても御先祖様がお戻りになるという部分でお墓参り、どうしてもそれは集中するものをどうやって分散化できるのか。お正月をいきなり農歴に戻して旧正月と言われても、なかなかその意識が付いていかないこともあるのではないかなと思ひますが、工夫の余地があれば是非検討させていただければと思ひます。

○小野次郎君 続けてやりますけれども、夏の復活と書いたのは、夏の宮殿という言い方も昔しますけれども、例えば、帝政ロシアではツァールスコエ・セローという町があるらしいですね。サントペテルブルグの数キロ郊外、避暑地となっていました。フランスだとマルメゾンという町があるんですね、パリの郊外に。やっぱりこれも避暑地と言われているんですけど、私はマルメゾンは行ったことありますけれども、全然避暑地じゃないんですね。だって、三十キロしか離れていませんから、パリから。

避暑地と日本語で訳しますけれども、このバカンスという言葉自体が英語でベイカンシーというんですかね、つまり空にすることということなんです。つまり、都を空にするということから始まっているんだと思ひます。ですから、今のフランスの方が五週間だったか四週間だったか夏に休むバカンスというの、結局、空にすることということなんです。

私が官邸で五年、夏を迎えました。そのときに一番心を砕いたのは、いかにして総理大臣や官房長官に空にしてもらうかということですが、官邸を。なぜかという、電気の使用量も水の使用量も、それから働いている方の休暇も消化できません。それで、ホテルが何かに泊まっていたら、その間はいわゆる休みの日状態にできますので、物すごく、僕、電気のことまで当時は考えませんでしたけれども、全ての機能を低下させることはできるんですね。

そういう意味で、是非、節電疎開と今は言うらしいんです、このことを。ですから、別に避暑地ではなくてもよくて、むしろ関西とか東電地域以外に出ればいいのかもしれませんけれども、そういったことも工夫していただければ、もしこれが企業やなんかも追従するのが出てくれば、これはまた一つの山を崩すことができるのかなと思ひますので、是非官民共に、そういう夏のエネルギー消費を下げるための工夫、まさにベイカンシー、バカンスについてお考えいただければ有り難いと思ひます。

ちよつと先へ進めます、時間ないので。シンデレラアワーの話とコンビニやファミレスを二十四時間店舗を少し減らそうという話をしたかったんですが、これ、考えてみたら全体の省エネの話ですから、ちよつと今日は飛ばします。

クールビズとウォームビズの話をさせていただきますが、これは、私、鹿児島にも勤務したことがあるんですけれども、指宿というところは四十年前も前から、当時の市長さんがハワイみたいな感覚でやりたいという、観光都市でやりたいということ、国の出先の部署にも県警の人にもみんなアロハシャツ着ようというふうに言つてそれぞれ役所に根回しをして、ですから、私も県警本部の着許許可願というのがあつて、全部それに毎年判こを押すんですね。だから、一地域でそうやってクールビズを何十年も前からやっていたところがあるわけなんです、服装について。

そうでないと、暖かい鹿児島県でもみんなやっぱりどうしても背広にネクタイという感覚になりますけれども、それをやめていたところもありまして、そんなことも参考にしていただければと思ひます。基本的には寒いときに暖房の温度、暑いときに冷房の温度を一定の幅を決めたら、それを実現できないときはそれ本位の場所合つた服装にしないというふうな、もういわゆる古くさい考えを捨てるといひことが国会も含めて大事なんじゃないかと思ひます。

そういうことで、参考になるかどうか、鹿児島のパート、地域のパートと全国チェーンのデパート、三越さんというのがあるんですけど、三越さんはお盆が過ぎるともう秋冬物なんか売っているんですよ、背広も。ところが、例えば鹿児島の方は九か月間は夏服で通せるんですね。ところが、何か変な日本の暦に従つてやらなきゃいけない、あるいはドレスコードみたいなものを気にしてやると、鹿児島島の地元の方は、東京で会議があつたときにちゃんと冬物の背広着てないと、何かおまえ持っていないのかと言われるから一着は持ってますというふうな生活なんです。ですから、日本も北から南までずっと長いわけですから、その地その地においてその気候に合つた服装にすればいいということであることが一番生活のスタイルの中として、まあ余数先生はもっと南の実体験もありですけど、そういう形に変えていくことが長い目で見て節電になるんじゃないかなと思ひます。

最後になりましたけれども、節電生活スタイルの促進ということで、僕は是非充電タイプの電気器具を増やしてほしいと思ひています。男性の場合でいうとひげそりとか、もちろん携帯電話は充電しますよね、夜置いておいて朝使う、朝でも日中も使う。是非ドライヤーも、ドライヤーも中にはコードのないやつありますけど、コード付いているじゃないですか。それで結構肘に引っかかったりなんかして不便なものですから、あれの充電型をやれば、結構ある一定の時間に物

○糸数麿子君　市民団体が今切に訴えておりますのは、この戦後処理を事業として確立をして、それを社会的弱者が担うことの意義と、それから事業自体を非営利事業として、その運用利益を沖縄での病氣の子供たちの命を救うための基金造成として充てていきたいという構想の下に今企画を提出しているという状況であります。

片山大臣におきましては、沖縄側のその市民団

体の取組に是非とも御理解をいただいて、御尽力をしていただきたいことをお願いをしたいと思います。

次に、地デジ化に伴う普天間飛行場周辺での受信障害について伺いたいと思います。

これは、普天間飛行場周辺の地上デジタル放送の受信障害についてであります。特に在沖米軍の存在する普天間基地周辺の地上デジタル放送の受信障害についてであります。普天間飛行場周辺やその飛行コースに当たる市町村では、受信障害を訴える住民からの声が寄せられているというふうに思いますが、どの地域からどのような内容の受信障害なのか、その件数も含めてお示しをいただきたいと思います。

○国務大臣(片山善博君) 総務省の機関であります沖縄総合通信事務所が把握をしている範囲内でお答えを申し上げますけれども、平成十九年から二十三年一月までに合計百十八件寄せられております。地域につきましては、宜野湾市が八十六件、浦添市が十三件などとなっております。

相談内容のほとんどは、飛行機やヘリコプターが上空を通過する際に、全部又は一部のチャンネルが真つ暗又は画面がブロック状のモザイクになるというものであります。

○糸数慶子君 今、具体的なその件数も挙げていただきましたけれども、実は防衛省も、昨年の九月から十二月にかけて、普天間飛行場周辺などで地デジの受信障害に関する調査を実施していますが、調査結果を分かりやすく説明していただきたいと思ひます。受信障害のある地域、世帯数、受信障害の程度などについて伺ひます。

○政府参考人(井上源三君) 普天間飛行場周辺におきますデジタル放送の受信障害でございますけれども、今委員御指摘のとおり、沖縄防衛局、昨年の九月中旬から十二月末におきまして実施をしたところでございます。

調査の結果でございますけれども、まず、障害が現れた地域でございますけれども、宜野湾市の新城、普天間、野嵩の三地区でございます。世帯

数でございますけれども、約二千世帯でございます。それから受信障害でございますけれども、普天間飛行場に飛来する航空機による障害、プロックノイズ、これは画面にブロック状のノイズが発生する状況、あるいはブラックアウト、一時的に受信不能となり画面が真つ暗になる状況があると判定をしたものでございます。

○糸数慶子君 片山大臣におきましては、次の日程の都合もあるようですので、御退席お願いいたします。

○委員長(松井孝治君) 片山大臣におかれては御退席いただいて結構です。

○糸数慶子君 続きまして、今お答えいただきましたけど、防衛省の御見解を伺ひましたが、現在、宜野湾市とそれから受信障害の軽減について防衛省は協議中のごいひますが、実はこの電波障害の、いわゆる受信障害の軽減だけではなくて、受信障害そのものを解消すべきではないかというふうに思ひますけれども、御見解をお願いいたします。

○政府参考人(井上源三君) 今御指摘のとおり、私も、先ほどの調査結果を踏まえて宜野湾市と共に調整を行っているところでございます。具体的には、地デジの障害を防止するための工事の方法、例えばケーブルテレビ方式にするか共同受信方式にするかなどにつきまして調整を行っているところでございます。

七月の完全地デジ化に向けて同市と鋭意調整を行ひまして、受信障害をこれは解消するという方向でもって対応してまいりたいと考えているものでございます。

○糸数慶子君 是非、解消のためにしっかりと頑張つていただきたいというのをお願い申し上げます。まして、この点については終わらせていただきましたと思ひます。

では、通告に基づきまして震災関係について伺ひをしたいと思ひます。

まず、防災における男女共同参画という視点で与謝野大臣にお伺ひをいたします。

防災における男女共同参画の推進は、平成十七年に策定された第二次男女共同参画基本計画で、十二の重点分野の新たな取組を必要とする分野のうちの一つとして盛り込まれ、昨年十二月に閣議決定された第三次男女共同参画基本計画におきましても重点分野の一つとして掲げられています。

が、この度の東日本大震災におきましては、被災者支援等の具体的対応に基本計画の内容がどのようになっているか、そしてどの程度生かされているのか、与謝野男女共同参画担当大臣にお伺ひをいたします。

○国務大臣(与謝野馨君) 被災者支援等に当たっては、女性や子育てニーズを踏まえた対応を行うことが必要であることから、まずは避難所等での生活に際して留意すべき事項についてまとめ、関係機関に対応を依頼したところでございます。

具体的には、生理用品や粉ミルク、離乳食などの提供、女性更衣室や男女別トイレなど子供や子育てに配慮した避難所の設計、女性のニーズ等を反映した避難所の運営体制、女性に対する暴力を防ぐための措置などを盛り込んでおります。また、女性の悩み相談や暴力被害者支援等の窓口の設置と周知に努めているところでございます。また、現地本部、仙台市に男女共同参画局の女性職員を派遣し、避難所における女性のニーズ等の把握を図っております。

今後とも、災害の対応の動向、女性や子育ての様々なニーズ等を踏まえ、関係機関への働き等を行つてまいりたいと考えております。

○糸数慶子君 第三次男女共同参画基本計画には、防災の現場における男女共同参画として方針決定過程への女性の参画の促進が具体的施策として挙げられています。

現在、国及び地方公共団体において災害対策本部やあるいは被災者生活支援特別対策本部が設置されています。今の御答弁にもございましたが、女性のニーズが十分に反映されるためには本部員や職員として一定数の女性を配置する必要があると思ひますが、国の対策本部にどの程度女性が参画しているのでしょうか、お伺ひいたします。

○政府参考人(長谷川彰一君) 政府といたしましては、地震発生直後に総理を本部長といたします、今お尋ねの緊急災害対策本部を設置いたしますとともに、翌十二日には宮城県に現地対策本部を、岩手、福島には連絡室と対策室を設け、また十七日には、お話しございました被災者生活支援特別対策本部を設置しております。

これらの事務局につきましては、現在二十四時間体制という状況の中で災害対応を行つておりまして、各省庁からも多数の職員の応援をいただいております。

女性の職員につきましても、それぞれ御活躍をいただいております。

具体的な数でございますけれども、これは今申し上げましたように、応援等の状況に応じまして流動的に動いてございますので、きつちりとお答えするのはなかなか難しいわけでございますが、まず、緊急災害対策本部事務局を担っております内閣府の防災担当、これ約六十名ほどおりますけれども、この中では二名の職員が配属されております。

それから、被災者生活支援特別対策本部事務局、こちらは各省庁からの応援でローテーションで回しております、非常に流動的なわけでございますけれども、七、八十名の職員のうち十名前後勤務していただいているというふうには承知しております。

それから、現地対策本部でございますけれども、こちらにつきましてはこれまで二名の女性職員の派遣実績がございます。

以上でございます。

○糸数慶子君 ありがとうございます。

第三次男女共同参画基本計画には、防災施策の立案及びその実施、情報提供に当たり、女性のみなならず、高齢者そして外国人等の視点も踏まえることとされています。今回の震災に際し、高齢者や外国人の方々に対して、情報提供の在り方を始めとしてどのような配慮を行っているのでしょうか。

私、先日の委員会におきましても指摘をいたしました、被災者の方々に対する心のケアは、性

別や年齢や国籍を問わず、全ての被災者にとって重要な取組でありますし、今回の震災では被災者も多く、心のケアに当たる人材の確保が急がれるわけですが、とりわけ日本に定住されている外国人の方の心のケアが十分に行われている体制が整備されているのでしょうか。定住外国人の方への心のケアの実施状況と今後の取組について御説明していただきたいと思います。

○政府参考人(外山千也君) 避難所で生活する高齢者の方々への健康管理につきましては、脱水症状にならないよう水分を十分に補給することや、感染症予防のための手洗いの励行などが必要でございまして、廃用性症候群や静脈血栓塞栓症、エコノミークラス症候群などに留意することも重要でございします。

そのため、高齢者を含む被災者の方々が少しでも健康に過ごせるように、被災地で健康を守るためにと題した分かりやすい資料を作成し、誰もが必要に応じて利用できるようにホームページに掲載しているところでございます。

それから、避難所が設置している市町村において、保健師が巡回し、高齢者の体温や血圧の測定等を行いながら、健康相談に応じたり、体操等を実施し、身体機能の維持を促すための支援を行っているところでございます。

一方、被災地における避難所の支援に当たる保健師の数は絶対的に不足しておりまして、厚生労働省といたしましては、他の自治体からの保健師等の人材派遣をあっせん、調整するなど、その人材確保に努めております。

さらに、避難所における心のケアにつきましては、被災した自治体からの要請を受けまして、各都道府県の協力を得て、精神科医、看護師等から構成される心のケアチーム三十五チームを確保し、順次派遣のあっせんを行っております。

また、避難所において、言葉が通じず不便を感じておられる外国人の方々につきましては、各県の財団法人国際交流協会における多言語による電話相談等の活用や、厚生労働省英語版ホームページ

ジなどのインターネット情報を活用することが考えられるわけでございます。

いずれにいたしましても、高齢者や外国人の方々が避難所で孤立することがないように、保健師等が十分にコミュニケーションを図りながら健康相談等に応じるよう支援してまいりたいと考えております。

○糸数慶子君 次に、内閣府のホームページを見ますと、定住外国人施策の中で、ポータルサイトの中に今回のこの地震に対する情報が掲載されていますが、そもそもパソコンから情報を得られる環境にない場合にはアクセスできず、掲載言語も英語のみの場合があるわけですが、このポータルサイトのほかにとどのような手段で定住外国人の方への情報提供を行っているのでしょうか、お伺いいたします。

○政府参考人(村木厚子君) 日系の定住外国人施策ポータルサイトでございますが、今、被災地に住む定住外国人の方、日系の方、そんなに数は多くございませんが、それ以外のところに住んでおられる方も大変御不安があったり、それからやはりデマに惑わされるというような情報も流れておりますので、できるだけしっかりと情報提供をしていきたいというふうに考えております。

緊急の対策として、今ポータルサイト上に、東北地方太平洋沖地震に関する情報のリンク集ということ、国、自治体、支援団体、報道機関等の多言語による情報を、英語、ポルトガル語、スペイン語が中心でございますが、それに限らず、今臨時に紹介をしているところでございます。

御指摘がありましたように、パソコンが使えないということもありますので、今、大変急いで携帯電話から閲覧がしやすくなるような改善を行っているところでございます。

それから、できるだけ皆さんの言語でということでございます。私ども、日ごろ公的な情報も努力はしておりますが、やはりこういう緊急時にはなりますとNPOですとかボランティアの取組が

非常に大きな力を発揮しておられまして、多くの言語で情報提供が行われておりますので、こういうNPO等々の情報もこのポータルサイトで紹介をするという努力をしているところでございます。

状況が時々刻々変わっていくと思いますので、できるだけ新しい情報をこのポータルサイト上に掲載をしていきたいというふうに考えております。

○糸数慶子君 ありがとうございます。次に、女性警察官による心のケアについて、中野国家公安委員長にお伺いをいたします。

心のケアについては、県警の女性警察官が避難所を巡回し被災者の相談に乗るなどの取組を行っているというふうに聞いております。警察ではこれまで、心のケアの取組に備え、どのような研修等を行ってきたのでしょうか。また、女性警察官による心のケアの取組は現在どういう体制で実施されているのかについても併せてお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(中野寛成君) 女性警察官を増やすこと、またその活躍の場を広げること、これは、たまたまお見かけしましたが、前国家公安委員長岡崎大臣の当時から大変熱心にお取り組みいただいております。

今回も、御指摘いただきましたように、被災者は被災前と異なる環境の下でストレスの多い避難所暮らしをいたします。そこでまず、岩手、宮城及び福島、その三県及び被災者を受け入れているほかの県におきましても、既にその地域の警察官、女性警察官等が避難所を巡回して被災者の相談等に対応する支援をやっております。

ちょうど本日から、全国警察から選抜をいたしました女性警察官など五十名、私の記憶ではたしか三十五名が女性だったと思います、一緒にベアを組んで、トータル五十名が、岩手、宮城及び福島県に派遣をして、避難所における被災者の支援を行うことといたしているところでございますので、今日からその新たな五十名がまた活躍をして

くれているということでございます。研修の例といたしましては、臨床心理士の講習などを含めまして鋭意努力をしているところでございます。

○糸数慶子君 ありがとうございます。

避難所での生活が長引く中で、とりわけ女性に対する性犯罪あるいは配偶者等の暴力によりまして女性の人権が侵害されていくということが大変懸念されております。

現在までに女性に対する暴力の発生などの件数などを把握されているかどうか、また阪神大震災のときに女性に対する暴力が増えたという事実はあったのでしょうか、お伺いいたします。

○国務大臣(中野寛成君) 現在までのところ、岩手、宮城及び福島の三県において、被災して避難所に避難している女性を被害者とした強姦及び強姦未遂の発生というものは把握されておられません、認知されておられません。気が付いていないところはあれですが、警察としてはそういう事例は現在のところまずないものと思っております。

平成七年に発生した御指摘の阪神・淡路大震災後においても、兵庫県下における強姦及び強姦未遂の認知件数は、あの阪神・淡路大震災の前年よりもむしろ僅かですが減っている若しくは同数ということで、震災があったからそういう犯罪が増えたという傾向は数字の上では見えない。それから、最近起こりました宮城で認知した三件の発生場所が、強制わいせつでありましたが、これは避難所とは全く関係のないところでございまして、また被災地と関係のないところでございしました。

ただ、いかなる場合にも未然にそれを防止するということは大切なことでございしますので、今回女性警察官がより一層今日からまた活躍をしていただきますが、そういうことの気を付けたり、又は何かあったときの相談にも乗りやすい環境がそのことによって生まれるのではないかと。いずれにせよ、予防に全力を尽くしたいと思っております。

○糸数慶子君 ありがとうございます。

女性に対する暴力といわゆる社会的弱者に対する犯罪はなかなか表に出てこないという、そういう実態は、実は阪神・淡路大震災の際に、こういう性犯罪あるいは配偶者間暴力等、その被害に遭った女性在实际に沖縄に避難してまいりました。実は、私は、あの九五年度の少女の暴行事件が発生した後、沖縄県におきまして強姦救援センター、通称REICOと言われておりますが、電話相談などの業務に当たっておりますけれども、その際に、阪神・淡路大震災の後に事実上沖縄に引越された女性の相談を受けたことがございます。

なかなか表に出ていかないことではありますけれども、実際にはそうやって苦しんでいる女性がいるということも併せまして、今回やっぱり丁寧な対応が求められていくわけですが、発生してから対応するのはなくて、やはり防止するための措置が非常に重要であるというふうに考えます。

東日本大震災の発生後に女性に対する暴力を防止するためにこれまでどのような取組が行われたか、女性が直接相談することのできる窓口等が避難所に今設置されているかどうかということも併せて伺いたいと思います。

○国務大臣(中野寛成君) それぞれ県警本部等に相談の窓口でありますとかいろんな形で御相談をお受けする仕組みをつくっております。もう既に何万件という御相談をお受けをいたしております。その中にその女性の、今御指摘のようなケースがどのくらいあったかという統計までは取れておりませんが、できるだけ相談しにくい案件についてとりわけ女性が相談しやすい環境をつくるということについては、これからより一層努力をしてまいりたいと思います。

日常生活相談案件でも、家庭内の暴力等の問題等についての相談がとみに警察の場合増えております。これは、そういう案件が増えたというよりも、警察がその窓口を開いたことによって警察が相談しやすくなったということで、頼りにされ

ているという案件、ケースが増えてきたということではないかと思えます。

それからもう一つ、全国からバトカーとそして本来の警察官の制服、それが一目瞭然と警察がパトロールしてくれているということが分かりますようにということ、そういう部隊をつくって警ら巡回、そして監視等々にも今当たらせているところでございます。

○糸数慶子君 ありがとうございます。

避難所によつては、先ほども申し上げましたけれども、やはり通信インフラが復旧していないところあるわけで、いろいろ実際には相談できない被災者も多くいるというふうに思います。警察が各避難所に派遣している警察官としっかり連携を取っていただいて、女性に対する暴力を防止するためにも、今後とも取組を強化していただきたいと思えます。さらには、先ほども御答弁ございましたが、多くの女性の警察官が被災地へ派遣されたということで、今後とも是非しっかりと、私どもも支援をするという形で相談も含めて応援をしてまいりたいというふうに思います。

次に、米軍の交通死亡事故についての御質問を一点だけさせていただきますと思えます。

実は、今年一月の米軍属による死亡交通事故に対する法務省の見解についてお伺いをしたいと思えますが、沖縄市で、実は今年の一月に、在沖米軍の空軍軍属の二十代の男性が運転する普通乗用車が対向車線に進入して対向車線を走行していた軽乗用車と正面衝突をいたしまして、軽乗用車を運転していた十九歳の青年が亡くなりました。この青年は成人式に参加するために帰省していましたが、このようにして米空軍の軍属の引き起こした交通事故でございますが、自動車運転過失致死罪で那覇地方検察庁が、この件に関しては沖縄支部に送検されたわけですが、沖縄支部は三月の二十四日に不起訴処分いたしました。亡くなったこの青年の母親は、検察の方から公務中のための不起訴という説明を受けたようですが、やはり、息子の命を奪われ、日本の裁判では裁けないのは

許せないということで怒りと悲しみに暮れています。

これが米軍基地を抱えた沖縄の現実でございますが、是非ともこの件に関して法務省にお伺いをしたいというふうに思います。この事案に対する政府の見解をお示しくださいますか。

○政府参考人(甲斐行夫君) お答え申し上げます。

御指摘の事件は、今年一月十二日に沖縄県内で発生いたしました米軍属による自動車運転過失致死事件でございますけれども、那覇地検において今年の三月二十四日に不起訴処分としたものと承知しております。

これも御承知のとおり、日米地位協定あるいは法令に基づき処理をしたものというふうに承知をいたしております。

○糸数慶子君 不起訴処分に至る経緯を時系列的に説明をしていただきたいと思えます。

○委員長(松井孝治君) 甲斐審議官。時間が来ておりますので、簡潔にお願いいたします。

○政府参考人(甲斐行夫君) この事件につきましては、県警から送致を受けましたけれども、他方で米軍から公務証明が提出をされております。那覇地検におきまして、所要の捜査を遂げたところ、勤務先から帰宅する途中の事故であったということが分かりまして、第一次裁判権なしという理由で不起訴処分にしたものと承知しております。

○糸数慶子君 時間がありませんので結論だけ申し上げますが、いわゆる沖縄で起こった米軍にかかわる事件の中でこういうふうにして不起訴処分されたのが大変多いということで、実際には日米地位協定の取決めに従ってこういう結果が出てきている。ですから、それを考えましたら、やはり沖縄の県民、こういう日米地位協定、実際には不平等条約であるということで、抜本的なその改定に対しては、国の方でも早期に改定に取り組んでいただきたいということを強く要望いたします。

て、終わりたいと思えます。

ありがとうございます。

○委員長(松井孝治君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

午後一時四十五分に再開することとし、休憩いたします。

午後零時五十四分休憩

午後一時四十五分開会

○委員長(松井孝治君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

内閣府設置法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として内閣府政策統括官清水治君外一名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 内閣府設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。片山内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(片山善博君) 内閣府設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方公共団体が、地域の実情に即した事業又は事務をより的確に実施することができるようになることを目的として、地方公共団体に対する複数の補助金等を内閣府に一括して計上することを可能にするため、内閣府の所掌事務に関する規定について所要の改正を行う必要があります。

次に、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

内閣府の所掌事務として、地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施される事業又は事務

に要する経費に充てるための交付金の配分計画に
関することを規定することとしております。

以上が、本法律案の提案理由及びその内容の概
要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あら
んことをお願い申し上げます。

○委員長(松井孝治君) 以上で趣旨説明の聴取は
終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○宮沢洋一君 自民党の宮沢洋一でございます。
内閣府設置法の改正について、三十分時間をい
ただいておりますので、質問をさせていただきます。

この法律自体は、まあ大した法律じゃないと
言つてはあれですけども、設置法の改正でござ
いますが一括交付金、地域自主戦略交付金という制度が
新たに始まるということなわけでございますけれ
ども、我々自民党といたしましては、随分議論は
いたしましたけれども、やはりこのいわゆる一括
交付金についてはいろいろ問題が多い、これを認
めるべきではないという立場をずっと貫いてきて
おります。

問題点で三点ほど申し上げますけれども、一つ
は、まあ衣の下によろいが見えるというのか、志に
おいて卑しいというのか、いろいろマニフェスト
の財源を見付けるために、交付金の形で地方に渡
せばいろいろな意味で少なくて済む、三分の一
カットできるというような議論もあったやに伺つ
ておりますし、また最近では、昨年の民主党の党
首選挙においても、そういういろいろな御主張があ
るというふうなのを私もテレビ報道で伺ったこと
がありますけれども、ともかく補助金から交付金
に変えると相当財源が出てくるというようなこと
からどうも始まっているというような印象を受け
ているところがございます。

二点目といたしましては、これは衆議院段階か
らいろいろ議論が予算委員会で行われておりまし

たけれども、配分基準というものが大変曖昧であ
るということ。

そして、三点目といたしましては、この制度自
体が、民主党が大変大きな目玉としてやった割に
はどうも、もう少し斬新なものかなと思つており
ましたところが、正直言つて、昨年、二十二年度
の予算で付けられた総合交付金というものが、国
土交通省の中で、ある意味では食事からメニュー
を選んでください、食事、要するにカレーライス
とかスパゲッティとかそういうものから選んでく
ださいと言つていたのが、少しメニューを広げ
て、飲物もありますよというような話なのかなと
いう印象を受けております。そして、その上に、
いざ配つた後は、その既存の法律の補助金の交付
要綱に従つて実施するというところでございまし
て、もう少し新しい制度が本来は提言あるのか
なと思つたところ、ある意味ではその下半身は昔
のままみたいな、そういう制度という印象があり
まして、この三点から私どもはこの交付金という
ものに反対をしております。

一点目、まずその財源の話ということ。かなり
最近では片山大臣始めトーンを変えられていたよ
うでありますけれども、実際に人件費云々という
ところで少し削減ができる、民主党のマニフェス
トでも「補助金に関する経費と人件費を削減す
る。」と、こう書いてあるわけでありまして、こ
の点について今回の予算ではどの程度削減されて
いるのか、これは櫻井副大臣に伺います。

○副大臣(櫻井充君) 宮沢委員にお答えしたいと
思いますが、要するに衆議院のマニフェストで
六・一兆円、こういふところから削減をいたし
ますというお約束をしているかと思ひますが、現
時点での削減できている額は〇・七兆円、この分野
での削減できているところは〇・七兆円というふ
うに考えております。

○宮沢洋一君 全体の数字ではなくて、この五千
百億強の交付金に補助金を変えることによって幾
ら削減できているのかという質問であります。

○副大臣(櫻井充君) 済みません、そこで減額で

きているのが三百二十七億円でございます。

○宮沢洋一君 五千億で三百二十七億円といいま
すと、一〇パー……

○副大臣(櫻井充君) 六%です。

○宮沢洋一君 六%、そんなものですね。六%。
一方で、先ほど〇・七兆円とおっしゃったの
は、恐らくこの庁費等、施設費、補助金等という
ところで六・一兆円削減するといったところが
〇・七兆円しか出ていないということだろうと思
いますけれども、六・一兆円というのは、当然の
ことながら庁費が四・五兆という計算でやられて
います。また、補助金が四十九兆ということであ
られていて、削減するけれども、六・一兆というの
を今後実現できると考えられているのか。もうそ
ろそろ白旗上げられた方がいいと私は思つていま
す。

○副大臣(櫻井充君) 宮沢先生よく御存じで質問
されているのかと思つておりますが、正直申し上げ
てかなり厳しいと、そう思つております。

これまでも相当いろんな分野で努力はしてきた
と思つておりますけれども、現実、その補助金の
内訳を見てみると、社会保障関連が非常に大き
い、それから地方の財政の分とそれから科学技術
関係の予算で九〇%を占めてきております。です
から、これを一〇%程度削減してこないと六・一
兆円まで積み重ねることができません。

その社会保障の関係の中でも、年金が十兆円ぐ
らい、それから医療が八兆円ぐらいいかと思ひま
すけれども、あと介護が三兆円から四兆円ぐら
い、そして生活保護ということで積み上がつてきて
いる額でございます。これから今削減するとい
うのはかなり厳しいのではないのかと、これが正直
なところでございます。

○宮沢洋一君 大変正直にお答えいただいたわけ
であります。一方で片山大臣は、少し意地悪な
見方をさせていただきますと、民主党がこういう
マニフェストを掲げて政権を取つた、そういう政
権に大臣として入られるということを受けられた

わけですが、この点について、まさに補助
金等を交付金にすることによってそれなりの財源
が出てくる、またいろいろな無駄遣いを排除する
ことによって相当巨額に出てくると、こういうこ
とはできると思つて入られたんですか。それと
も、それを相当問題があるから内から変えてや
ろうという思いで入られたんですか。

○国務大臣(片山善博君) 民主党のマニフェス
ト、いろんな内容があつて、それに対して私自身
もいろんな感想とか考えがいろいろありますけども、今
日この議題になっております一括交付金について
言いますと、必ずしも民主党のマニフェスト自体
は、一括交付金を導入することを正面に出したわけ
はなかつたと思うんです。途中で、昨年の代表選
などの過程で、一部にはその一括交付金、正直言
いまして一括交付金化によって相当財源出るんだ
という議論も一部にありましたけれども、党全体
としてそういうことではなかつたと思つてお
ります。

これを私はどう考えたかといひますと、一つ
は、一括交付金化することによって非常に自由度
が増す。特に、私も田舎の県で知事をやっていた
ものですから、先ほどメニューがちよつと増えた
だけだと宮沢議員はおっしゃいましたけれども、
例えて言えば、うどんとそばの温かいのと冷たい
のぐらいのそういうお店から、今度、和洋、かな
りの豊富なメニューのあるレストランに変わった
という感じでありまして、本当に実際に知事を
やっていた立場からするとかなり自由度が増す、
事業選択の幅が大幅に増すということで、これは
評価できると思ひます。

それからもう一つは、削減との関係でいひま
す。それは事業の手戻りが、二つの事業が同時に
できるとか、今までは補助金がもらえた事業だけ
やる、翌年度またその周辺で関連する事業を補助
金が出たから翌年度やるといふようなことがあり
ますけれども、これを場合によっては自治体の裁

量によつて同時に施行できるということもありまして、そんなこともあるので、ある程度の削減は可能だと思いますが、それはしかしおのずから限度があります。これが数%だろうと私も思っております。

ですから、私が昨年九月に大臣になりましたときにいろんな議論があつて、確かに中には一括交付金化に伴つて財源を捻出するんだという議論が当時もないわけではありませんでしたけれども、担当大臣になつて、そこは整理をして、これは決して削減が目的ではなくて自由度を増すことが目的で、あとどれぐらい削減効果をもたらすかというの、これは査定の段階できちつと精査をしていこうという、こういう方向に自分なりに努めたつもりであります。

結果が六%ということで、これをどう評価するかという、いろんな見方があると思いますが、地方向けの公共事業全体の査定率と比べて遜色ない率でありますので、一括化したから特に何かこの際というようなことは一切ありませんので、その点は共通の認識として持っていただけではないのではないかと思っております。

○宮沢洋一君 補助金との違いみたいな話に次させていただきますけれども、先ほど申し上げましたように、三点目の理由として中途半端な制度だと申し上げたわけですが、本来であれば、新しい交付金の制度をつくるということになれば、もう一度各省に戻して補助金の制度で実行していくということではなくて、新しい当然制度をつくるべきだと私は思いますけれども、なぜそうされなかったんですか。

○国務大臣(片山善博君) これは、いずれこれがだんだんと、私は進化させたいと思つておりまして、かなり進化した状態になりますと今おっしゃったようなことも可能だと思います。ところが、最初やるときに国費としてやはりきちつと使つていただかなきゃいけないというのがありまして、自由にする、その事業選択は今回かなり広い範囲で自由になるんですけれども、じゃ、どんな

な使い方をしてもいいよということは、やつぱり国費として交付する以上、ちよつとそこはちよつとあります。

どういふことかといふと、例えば道路に使つてもいい、学校に使つてもいい、こういうことになるんですけれども、道路に使つてもいい、じゃ、もう本当にちまちまとした、従来だつたらいわゆる単独事業でやつていたような小ぶりなものにも何でも使つてもいいんですかと言われると、やつぱりこれはかなりの額の国費を国の政策の一環として交付するわけですから、そういう何か訳の分からないものに、道路なら何でもいふということではなくて、道路ならば道路構造令とかそういう一定の基準にのつとった使い方をしてみたらわななきやいけないというのはやつぱりあるんです。学校であれば学校の基準にのつとった使い方をしてみたらいい。

学校にするのか農道にするのか道路にするのかは県に選んでもらうたらいんですけれども、一旦道路にすると言つたら、やはり県道とか、それから、三桁の国道を県が管理していますけれども、三桁国道の一定の基準に従つて使つてもらう。その基準を、今はまだこれまでとほとんど同じ基準にしていますけれども、時間がたつたら、この基準はもうちよつと、何というんですか、細かいことは抜きにして、もつと基本的なものだけに純化したとは思いますが、ただ、しかし、道路は道路としてのやつぱり基準は守つてもらわななきゃいけない。それを各省の言わば縦割りの中でその基準に合致するかどうかはやつぱり点検してもらいたい。最後はそれを、ちゃんとした基準にのつとった道路に使つたかどうかは会計検査院にチェックしてもらわななきゃいけないと、この二つはやはり現段階では必要だろうと思つております。

問題は、事前のチェックをなくす、どの事業を選ぶかはこれはもう関与はしないということですが、でも、一旦選んだものについては法令の規定は守つてもらふ。今後の課題は、その法令をで

るだけ簡素にして自治体の負担にならないような法令に変えていく、後は、でも会計検査院はちゃんとチェックをしてもらうという、こういうことでありまして、まだこれが完成形ではありませんので、これから自治体の方で施行するに従つていろんな意見が出てまいりますので、それに応じて純化をさせていきたい、進化をさせていきたいと思つております。

○宮沢洋一君 まだ完成形ではないという話、まあそのとおりだろうと思う一方で、やはりこの制度というのは民主党の衆議院段階のマニフェストとしてはかなり大きな柱の一つ、それ以来もう一年半以上がたつてゐる。大臣はなられて間もないわけでありまして、一年なり一年半という期間は相当長い期間でありまして、それなりのことを本当はやらななきゃいけないのをできなかったのはなぜかなと思つておりますが、それ以上のことは申し上げません。

事前にはチェックしないというお話だったわけですが、一方で配分の目安のようなものはございまして、この衆議院段階で出た客観的基準に書いてあるような。事前には何の指導もしない、接触もしないでこの目安に落ち着くんですか。

○国務大臣(片山善博君) 客観的な基準を設けまして、その客観的基準というものは、例えば河川の延長だとか道路の延長だとか、そういう基準でもつて各県の配分額は決めます。そうすると、鳥取県なら鳥取県に幾らということが決まりますから、その範囲内で県は自分の優先度合いの高い事業からはめ込んでいく、道路事業にしても学校にしてもめ込んでいく。そこまではもうチェックはあります。で、国がそこまで関与するのは総枠を決める作業です、鳥取県に何億円ということ。後は県が事業の選択をする。そうすると、その選択を届けると、今度はその事業ごとに法令のチェックがありますから、それを各省と調整をする。

ということになりますので、これまで私も県で知事をやつておりましたときに、国から補助金を

もらつて事業をやる場合にどこが一番労力を要したか、気を遣つたかといふと、事業を採択されるかどうかといふところなんです。この道路建設事業は採択されるかどうか、そこに相当のエネルギーを費やしました。後は会計検査院もあるんですけれども、その前段の一番費やしたところがばばなくなるといふことなので、これは大きな変化といふか進歩ではないかと評価しております。

○宮沢洋一君 そうしますと、鳥取県には幾ら行く、私の地元の広島県には幾ら行く、こういう額が新規であれば総額四百四十億円程度配られるわけですが、その中で例えば社会資本整備にこの客観指標の考え方という配分額三百四十二億円程度となつておりますけれども、これはゼロかもしれないし、四百四十かもしれない、こういうふう

に理解してよろしいんですか。

○国務大臣(片山善博君) これは各県に配分されました後は各県がどの事業に使おうかは自由ですから、極端なことを言うと、そのさつき言われた三百二十何億円というのがもつと増えるかもしれないし、ゼロに近くなるかもしれないし、それはもう各県の事業選択の結果によつて大きく異なつてくると思ひます。

○宮沢洋一君 私も、どういふ経緯でこの内閣府の客観的指標の考え方が出たか、衆議院の予算委員会ですらいろいろやられた末だといふことは聞いておりますけれども、その社会資本整備に三百四十二億円程度というような金額が書いてあるのが今の御説明からすると不思議でならないわけですが、どの県も自由に選べるのであれば配分額なんというものはあり得ないわけですが、何で書いてあるんですか。

○国務大臣(片山善博君) これは、各県に配分するときに一定の基準でもつて、指標でもつて配分しますけれども、どの指標を使うかということが重要でありまして、それでそこに書いてありますように、道路の延長とか港湾の係留施設の延長とか河川の要改修の延長とかそういうものを一つの

基準にするわけですね。それ以外に、第一次産業の就業者数とか耕地面積とか、そんなものを使うわけですね。

それで、現在の都道府県の実態を調べた上で、道路延長とか港湾の係留施設の延長とかというこのグループを足し込んでいくと三百四十二億円になります。それを各県に今度はその道路延長とかで配分していきます。それから、第一次産業系のもので今の指標をずっと足し込んでいくと八十二億程度になります。これを各県に賦存する指標の量によって配分していくという、こういう作業の基になるわけですね。各県はこれに応じて、鳥取県には幾らと来ます。そこまでは機械計算で来ます。でも、そこから後何に使うかというのは別に、道路に全く使わなくてもいいし、使ってもいいしということになるわけです。

○宮沢洋一君 よく分かりましたが、ただ一方で、配分の基準がこういうことであって、社会資本整備の關係で三百四十二億程度をそういう指標で配分する、しかし結果的には何に使ってもいいと、こういうことで理解をいたしました。

一方、この客観的な水準といいますが、例えば道路がしっかり整備されているところが逆に言えば多くなるといふ問題点等々、恐らくこれまでも指摘されてきたことだろうと思いますが、これだけで本当に配つていいのかどうかということは大変疑問がございます。

恐らくこれからいろいろ細かい指標を作れると思いますけれども、これは委員長にお願いでございすけれども、実際に配る前に是非ともこの理事会に提出していただくというようなことを、また議論の場をつくっていただくということを是非お願いしたいと思っております。

○委員長(松井孝治君) 後日理事会にて協議いたします。

○宮沢洋一君 それで、こういう基準で配られるということですが、当然のことながら、三月十一日をもって日本という国は大きく変わってしまったわけでありす。そして、当然のことな

がら、この客観的指標の中には被災地に対する配慮というのは一切入っていないわけでありす。私は、これから本当に大変厳しい財政事情の中で被災地の復興復興、また再生といったことをやっていくときには、それ以外の予算というのは徹底的に削減をしていかなければいけない、そう思っております。

そういう中で、今回の震災を受けて、この客観的指標と書かれていたものを大幅に手直しするお考えはあるのかないのか、伺います。

○国務大臣(片山善博君) 従来からいわゆるハード系の、公共事業系の補助金の体系、国庫支出金の体系というのは、平時の公共施設の整備でありますとか改良なんかの体系と、それから一旦災害があったときの災害復旧の体系と二本立てで成っております。今回のこの一括交付金は、従来の平時型のそのものの一部をこちらにシフトするというものであります。

したがって、今回被災を受けた地域はこれからかなりの量の災害復旧事業をやらなきゃいけませんけれども、これはそれぞれ災害復旧の補助制度がありまして、それが例えば今回のように大規模な場合にはいわゆる激甚災害ということで更に高率の補助になるという、こういう仕組みになっておりますので、そこは分けて考えるべきではないかと思ひます。

○宮沢洋一君 私の問題意識とやっぱ少しずれがおありでありまして、例えば平時の話として、少なくとも被災されてはいない地域についていけば、これまでよりはるかに少ない配分でないれば私はおかしいと思つてゐるんです、一点は。それから、恐らく、今回の大震災、津波のある意味では復興再生という観点では、戦時と平時を分けるのはほとんど無理な部分が多々出てくると思ひます。そういう中でこの配分指標について変えるお考えはないかという質問であります。

○国務大臣(片山善博君) 局所的に見てこの一括交付金の中に災害復旧とか災害復興的な要素を取り入れるということは、これは私は妥当ではない

と思ひます。

ただ、既存の予算全体を、これはよく言われております民主党のマニフェストにあるような政策項目を含めてですけれども、既存の歳出予算について今度の災害を経た今となつてはいろんな観点から見直しをしなければいけない。これは歳入の在り方についても、法人税の税率の問題も含めて見直しをしなければいけないということは、それはもうそのとおりだろうと思うんですが、この一括交付金の中に被災をしたところに配慮するようなことを入れるというのは、これはちょっと妥当しない。むしろ、被災をした地域には必要な災害復旧の事業が十分できるように自治体の負担割合をできるだけ下げた方がいいというふうな、そういうふうな施策が必要なんではないかと思ひます。

○宮沢洋一君 財政に対する恐らく考え方が、私の方が相当厳しく見ているんだろうと思つております。この震災の前ですら日本の国債が暴落する可能性というのは決してゼロではない、短期間に数%金利が上がるといったようなことが起きかねないという危機感からいろいろ私も政策提言を行つてきております。

そういう中であの震災が起こつたわけでありまして、震災にはもう復興のために本当に最大限の財政的な配慮をしなければいけない。一方で、その他の部分というのは徹底的に削つていかなければいけない。もし、今の平時の枠だとおっしゃるものが五千億であれば、この枠を大幅に削つても本来震災対策の方に私は回さなければいけない。したがって、この枠が所与のものというのであればその中からある程度の配慮ができないかと申し上げたわけですが、それができないというのであれば、そもそも全体から削つて本当はしっかりとした、復興向けの歳出はしっかりと増やす、そしてそれ以外のものは徹底的に削減するということをやらざるを得ないんだと思うんです。

そういう意味で、櫻井副大臣、通告はしてお

りませんけれども、今度の補正予算というのは大変大事になつてくると思うんです。それは、一つはまさに復興に対する我々の姿勢を示すということ、そしてもう一つは、ほかのものは徹底的に削つて、国債の信託、日本国の信託をしっかりと保つて副大臣はどう思つておられますか。

○副大臣(櫻井充君) 僕は、宮沢先生の御指摘はもっともだと思つております。

まず、前段お話がありました国債のマーケットについて、今後国債がずっと依存してくる体質になつてくると相当問題があるんじゃないかという御懸念ですが、それはそのとおりだと思います。

それからもう一つ、今回の、私も被災地の選出の国会議員でございすので、皆さんに勇気を与えられるようなそういうメッセージを送りたいと思つておりました、でき得れば、これは皆さんにお許しをいただければ、相当大きな規模で補正予算の額を本当は一回目に提出させていただくと今までは全然違うんじゃないかと、そういうメッセージにつながつていくのかと、そう考えています。

そうなつてくると、今、宮沢先生からお話がありました、もう一度予算全体を見直して、今回こういう非常事態なので、削減させていただける分は削減をさせていただいて、その予算全体を復興復興の方に回ささせていただければ、これは財務の副大臣というだけではなくて、実は被災地の地元選出の国会議員とすると非常に有り難い御提案だなど、そういうふうにご感じいただくといいと思ひます。

○宮沢洋一君 時間も迫つてまいりましたので最後の質問にさせていただきますけれども、いろいろ地方公共団体の方と話しておりますと、二つの心配をされてゐたわけです。

一つは、まさに交付金ということで予算の総額が落ちてしまふ、地方に來るお金を減らされてしまふという点。これは今回の場合はそこそこで、三百二十七億円で、済んだということ

だと思ひますけれども。

それとも一つは、交付税にどんなに近づいていくんじゃないかと。交付税に近づいていく。そして、そういった意味ではなかなか本当に、まだいろいろな設備、公共施設が整っていないところ、回るものが少なくなってくる。交付税に近づいていくということは大変心配をしております。その点だけ大臣に、交付税とは全く違う、交付税に近づける、進化する中で交付税に近づけるなどというところは一切しないということの言明をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(片山善博君) これは今後どういうふうに進化するかとすけれども、一つは、これはあくまでも国として全国で相応のいわゆるハード事業をやつてもらうという意思の下に出ているお金でありますから、これを自治体の一般財源といひますか、何にでも使つていいという交付税と同じくするといふ発想はないだろうと思ひます。

その際に、国として相応の総額を確保するという中で、じゃ自治体を実際に何に使うのかというのは自治体に決めてもらおうという、こういう趣旨なものですから、そのことも含めてよく自治体の意見を聞いて、どういう基準に改良していったらいいのかという、こういう作業がこれから続くだろうと思ひます。

そういうことが二つの基本でありますから、これが交付税に溶け込むというようなことは私としては考えておりません。

○宮沢洋一君 大臣のお話ですと平時の制度ということでありますけれども、間違ひなく我々は今戦時下にあります、戦時下における平時のときの制度というものは当然いろいろ制約が出てくる、それはいろいろな対応を変えていかなければいけないものだと思います、是非とも、平時などときの平時の制度ではなくて、戦時下の平時の制度という思いでは是非とも今後の対応をしていただきたいということをお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○谷合正明君 公明党の谷合です。

一括交付金は、補助金制度改革の第一歩として、国により使途が限定されている財源から地方の自由度が拡大することにつながるということを前提に、その方向性には理解しております。地方分権という流れを理解し、賛成の立場に立たせていただいております。

しかし、その手段、そして将来像につきましてはいささか不明なところがござひます。今も話がありましたが、例えば来年以降、市町村向けのものをどうしていくのかとか、あるいは経常関係のものをどのように広げていくのか、客観的指標についてはどうするのか、さらに、今話題になりましては、地震の被害の規模の大きさ、また公益性をどうとらえていくのかといったところがあろうかと思ひます。

まず初めに、今後の補助金の一括交付金に当たりまして、今も話がありましたが、補助金総額の削減手段になるとの疑念を持たれることがないようにしていくことが大事ではないかと、適正な執行に必要な予算を確保していくことが求められるわけですが、この点について答弁を願ひたいと思ひます。

○国務大臣(片山善博君) これはもうあくまでも自治体の事業選択の自由度を拡大するということが趣旨でありまして、決して国庫の財源を捻出するための手法ではありません。そういう意見が全くないわけではありません。そういう意見が、この度、一括交付金をつくるに当たりまして、それは担当大臣として閣内でもきちっとそのことは明確にして、総理始め各大臣の理解を共有したところであります。これは今後ともその方針は続けていきたいと思ひます。

ただ、毎年毎年のこれは予算で決めますので、やっぱり査定というのがあります。これは全く査定なしで、政党交付金のようにも金額が査定を経なくても決まってしまうというふうな仕組みではありませんが、これは、この一括交付金も、それから残っている一般の補助金も、それから直轄事業も含めて、毎年の査定というのがあります。

ので、そういうバランスの中で論じられるべき点は、要素はあるだろうと思ひます。

○谷合正明君 将来像について伺ひますが、到達点というものが、明確なものが固まっているかどうかは別として、将来像に向けて、今回の一括交付金はどの程度のものなのか。先ほど、そは屋がレストランぐらいになったというふうな話がありましたけれども、今後、一括交付金を段階的に拡大していくということとどまると、あるいは地方の自主財源拡充まで見据えているのか。衆議院の議論の中では、税源移譲については現段階で決めていないというふうな答弁もあつたようござひますが、この将来像について、レストランから更にどういったところに持っていきたいのか、ちよつと御見解をお聞かせください。

○国務大臣(片山善博君) これは、必ずしも大方、みんなが共通の到達点というものをイメージとして共有してまひないと思ひます。無責任な言い方をするわけではありせんけれども、これをやりながらやり考えるという面があると私は思ひます。

今回やりまひしたのは、これまで各省が縦割りで持っていた補助金、この縦割りの中でがんにがらめになつていた補助金を幾つかの省から持ち寄つてもらひました。供出してもらひました。大口を供出していただいたのが国交省と農水省でありまして、あと文科省とか環境省もありましたし、それから総務省もありましたし、幾つかの省が持ち寄りました。警察庁もありました。今回は取りあへずその持ち寄つた範囲内のメニューにしよと。せつかく持ち寄つたんだから、持ち寄つた範囲内で、その範囲内で使えるようにしようということにしております。

実はここで一つ議論がありまして、持ち寄らない事業にも使えるようにしたいんじゃないかと、ハード事業ならばというふうな意見もありまして、今回は各省の協力もありましたので持ち寄つた範囲内で使おうということにしております。これを、当初はそうであつても、次は持ち

寄つていない、要するに今までの補助事業にないハード事業、それにも拡大をしたらどうかという意見もありまして、都道府県の中からはそういう意見も現にもう出ておひまして、これが次のステップとしての議論になるだろうと思ひます。これも大いに議論があるだろうと思ひます。賛否いろいろな議論があるだろうと思ひます。それを一度克服しなければいけない。そうやって一つ一つ乗り越えていくことだろうと思ひます。

当面は市町村、これから市町村に拡大しますもので、これ市町村に拡大するのはまた非常に難題、課題があります。都道府県ほど粒がそろつていないと言ふとちよつと言ひ方が変ですけれども、人口なんかも随分違いますし、市町村は規模も違いますから、それから都市的なところと農村的なところとあつて、非常に都道府県よりももつと難しい問題もありまして、そういうものもこれから一年掛けて検討しながら克服していきたい、一つ一つステップ・バイ・ステップでやっていきたいと思ひております。

○谷合正明君 一年掛けてと言われまひしたけれども、もう既に概算要求も、来年ですけれども、さらに二十四年度の話を考えていかなきゃいけないということも考えていくと、市町村のものであるとか客観的指標であるとか、ここが本当に私は重要な課題だと思ひておりますので、是非慎重にやっていただきたいと思ひます。

時間が、残りありますので、もう一つ。地方の自由度を高めると、地方にできることは地方に委ねていくという考えの中で民主党さんともマニフェストを掲げられてきたと思ひます。

先ほど、いわゆる人件費とか経費の削減がどれだけやったのかという宮沢先生の質問がありましたが、ちよつと別の質問なんですけれども、地方の出先機関ですね、これは原則廃止していくということと常々言われているんですけれども、今回の一括交付金で地方の出先機関というのはこれは廃止していくということなんでしょうか。どうい

関係があるのでしょうか。

○国務大臣(片山善博君) 全く関係ないわけでは
ありません。しかし、一括交付金化することによ
って、そのことによって直ちに廃止になるとい
うものでもありません。

実情を申し上げますと、県が補助事業、例えば
道路事業とか河川事業をやる場合にはどうしてい
たかといえますと、この箇所道路事業をやりたい
といったときに国交省に補助金の申請をするん
ですけれども、その際に、例えば私がいた鳥取県
ですと、広島にありますが中国地方整備局にそのこ
との申請をします。そこで事前にこの計画が採択
されるかどうかということでもかなり折衝がありま
す。その上で、今度はいわゆる本省というところ
に舞台が移りまして、今度はそこに大きな事業で
すと陳情に行っていました。その部分がなくなり
ます、これからは、これが一括交付金化します
と。もちろん、まだ残った補助金もありますから
、残っている補助金がありますから、全くその
作業はなくなるわけはありませんけれども、少
なくともこの五千百二十億円の範囲内ではそう
いう作業はなくなります。

ということとは、一つは、先ほどの広島地方整
備局の担当者の仕事はかなり減ります。ただ、も
ちろん最終的に、先ほど宮沢議員とのやり取りで
ありましたように、道路事業をやるということに
なりましたら、一括交付金の中で道路事業を優先
的にやるということになりましたら、道路構造令
なりなんの規則に従わなきゃいけませんから、
若干の調整はありますから全くなくなるわけ
ではありませんけれども、今まで一番重要だった
部分がなくなりますから、出先機関の仕事はある
程度軽減されます。本省の仕事も軽減されます。
それから県の仕事も大幅に軽減されます。もう
あつち行ったりこつち行ったりする必要もなくな
りますから、届け出るだけという事です。

したがって、今回の一括交付金化は、今申し上げ
たような本省にも国の出先機関にも都道府県に

も事務の軽減がある程度進行すると。ただし、だ
からといって全部これが、出先機関がこのことに
よってなくなるといえるものではなくて、現状では
まだ出先機関の仕事は残ります。

それを更に出先機関改革によって進めようとい
うのが昨年のアクション・プランによって決ま
した内容でありまして、それはブロック単位に、
九州なら九州はもう全部九州広域行政機構とい
うなところに移してしまおうというようなアイ
デアもありますし、それから、中国地方はたまた
まそういうアイデアはありませんので、じゃ一級
河川とか直轄道路は路線ごとに、また河川ごと
に県が引き取りますか、引き受けますかという、こ
ういう作業をしていくわけです。そうすると、ど
んどんどん鳥取県内の河川とか国道を県が引
き受けるということになりますと、その分、広島
の出先機関の仕事は大幅に減る、これを中国五県
全部でやるとその分の仕事はなくなると、こんな
手順をイメージしているところです。

○委員長(松井孝治君) 谷谷正明君、時間になり
ました。

○谷谷正明君 時間になりましたので、終わります。
ありがとうございます。

○小野次郎君 私からも質問をさせていただきます
です。

質問に入る前に委員長にお願いがございます
が、当初質問するつもりでございましたけれども、
宮沢委員からも御指摘がありました各都道府県配
分額算定のための客観的指標について、配分額を
決定する前に当委員会に報告して議論ができるよ
うにしたいのだきたいというお願いを私からもし
ておきたいと思っております。

○委員長(松井孝治君) 後日理事会にて協議をい
たします。

○小野次郎君 質問をさせていただきますが、私
たちの党は補助金が悪玉だと、じゃ交付金は善玉
なのかという、私たちはそれも、元々そういう
税財源を地方へ渡すべきだという考えで私たちは
います。その意味で、今回の一括交付金は少し前

進であると私も思うんですけども、客観的、客
観的といつていけば、じゃ交付税とどこが違うん
だという気もしてくるわけでございますが、そこ
を大臣にちょっとお話しただければと思いま
す。

○国務大臣(片山善博君) 交付税といえますのは
国から地方に交付する交付金なんですけれども、
名前が地方交付税となっておりまして、税とい
う名前を付けておりますのは、基本的な理念は税の
代替物であります。

本来ならば地方税でもって自治体の財政は賄う
のがこれ基本ですけれども、悲しいことに鳥取県
などは自前の税収だけでは賄えませんので、いわ
ゆるシビルミニマムといいますが、必要最小限と
は言いませぬけれども、ある程度の仕事ができる
ために国が地方交付税という形で税の不足分を補
うという、こういうことになっているわけです。

その補い方を算定するのが地方交付税のいろん
な基準であります。基準にはいろいろありまし
て、確かに道路の延長などもありますけれども、
児童生徒の数だとか、そういうハード、ソフトの
いろんな指標を使って配分額を決めます。決めた
後は、これは税の代替物ですから何に使ってもい
いと。もちろん違法なこととか飲み食いはいけま
せんけれども、要するに政策選択であれば何でも
いいという、こういう性格のものであります。

一方、この一括交付金というのはあくまでも、
先ほど来言いましたように今回の一括交付金は
ハード系の事業を基本にします。今、国が一定の
事業のメニューを決めて、その範囲内だったら、
今までは全部縦割りで非常に選択ができなかつた
のが、これからは選択が非常に大きくなりますよ
うというそういう事業であります、あくまでもこ
れはハード系の事業のための経費であるという、
こういう違いがあるだろうと思っております。

○小野次郎君 ありがとうございます。

もう一つ、大臣も先ほど五百億円と、新聞に
もそう出ているんですけども、実は初年度は四
百四十億円、九割ぐらいですよ、実際にこの客

観的指標で配分するのは。継続事業があるから
という説明をいただいていますけれども、何か
ちよつとや見かけとかいうか、外向けに、少し前
進しました、五百億億円と言っている割には、実
際にはこれが初年度は四百四十億円ですよ。ど
うしてこんなに変化の速度が遅いんでしょうか。
そこをちよつと教えていただきたいと思います。

○国務大臣(片山善博君) これはちよつと一部御
理解をいただいていないところがあつて、これ、
説明もちよつと余り上手じゃなかった面もあるん
ですけれども、自治体に配るのは五百二十億
円でありまして、その配り方を、九割は継続事業を
念頭に置いていいますか、継続事業のことを勘
案して配分額を決めましょう、一割は継続事業は
もう無関係にここに、ここにいいますか、これ
から決める客観的指標でもって配分しましょうと
いうことです。例えば、鳥取県が継続分として幾
らもらう、新規分で幾らもらうというので何十億
円となりますと、今度、じゃ鳥取県はそれを何に
使おうと構わないんです、そのメニューの範囲内
でしたら。継続分に使ってももちろんいいですけ
れども、継続分に使わなくて全部新しい事業に
使ってもいいという、こういう仕組みにしてある
んです。

何でそんなことをしたかというと、やはり自治
体側から、急に全部客観指標で配られてしま
うと、今までのいろんな事業をずつとやってきた
継続事業もやらなきゃいけないのに、急にできな
くなるじゃないかと。だから、今までの事業量と
いうものはやっぱりある程度尊重してくださ
いと。徐々に徐々にだだに移行できればという
要望があるんですね。それはもつともだろうと思
うんです。だから、それは尊重しますけれども、
だからといって、九割は継続事業にしか使つちや
いけない、新しい事業には一割だけだという考え
は毛頭なくて、それは自治体の自由にしてくださ
いと、こういう仕組みにしております。

○小野次郎君 半分分かつたような、余り配慮し
ているとなかなか改革は進まないんじゃないかと

思いますけれども。

最後に、一点だけお伺いします。

この内閣府の説明の資料にも条件不利地域への配慮という表現があるんですが、今誰しも関心があるのは、今回の震災被災地域について配分額決定の際に、極めて不利な条件に置かれていてところでもあるわけですが、可能な限りの配慮を行う、配分について考えがあるかどうか、お伺いします。

○国務大臣(片山善博君) 今回の被災地への公共事業の配分というのは、専ら災害復旧のための補助金が相当出ます、これは。それはもう巨額の出ます。なおかつ、激甚災害の指定ということでもありますので国費がもうかなり高率になります。なおかつ地方費の方も、それは今度は、裏負担の方は地方財政措置によって地元の負担が、ゼロではないんですけれども、ほとんどゼロに近くなるようなそういう仕組みがありますので、そちらのルートに乗って災害復旧事業が行われると思います。

ここに言います条件不利地域というのは、実は従来から、例えば後進地域の補助率のかさ上げの特例なんてあるんです。例えば、いつも鳥取県の例を出して恐縮ですけども、鳥取県なんか、後進地域というのは非常に不本意な言われ方なんですけれども、後進地域のかさ上げってありまして、補助率が高くなるんですね。これを一括化するということによってそのかさ上げが実質なくなるといふのは、これもちょっとやはり問題がありますので、そういう従来あったかさ上げのようなものをこの一括交付金の中で何とか適切に織り込みたいという気持ちがあるものですから、そういう指標をこの配分基準の中に織り込みたいということを表しているわけです。

○小野次郎君 勉強になりました。

先ほどの、配分の基準が継続事業を中心に九割で、もたらした自由に使えますよというのは、大臣、それは詭弁に近いですよ。だって、継続事業だって基準で配っているものをそれ以外のこと

によほどの決断をしなければ回せないわけですから、現実には。だから、私の指摘は、新しい制度をつくったと、五千億と言っている割には四百四十億しか実際には純粋な形で最初動かないというのは改革のスピードが遅いんじゃないかということだけ指摘させていただいて、私の質問を終わります。

○糸数慶子君 無所属の糸数です。よろしくお伺いいたします。

まず、地域主権改革の柱の一つであるひも付き補助金の一括交付金の第一段階として、平成二十三年度は都道府県分の当初補助金の一括交付金化が実施されることになっており、平成二十三年度予算案に地域自主戦略交付金五千二百二十億円の計上されています。地域自主戦略交付金については、地域の自由裁量を拡大するという点で地方の期待が非常に大きいと思います。また、都道府県ごとに新たな制度に対する希望や要望は様々あったのではないかと思います。その意味でも、交付金の手続きを含めて、制度設計、運用に当たっては現場の地方自治体の意見を聞き、それを十分に反映させることが新制度の導入を成功させるための鍵になるというふうに考えます。

地域自主戦略交付金の制度設計に当たり、どのような形で各都道府県の意見、要望を聞き、それらをいかに反映させたのか、まずお伺いいたします。

○国務大臣(片山善博君) これは、地方自治体の自主性を高める、自由度を増すというのが基本でありますから、当然のことですけれども、自治体側から意見を伺いました。今回は都道府県向けでありますから、専ら全国知事会などを通じて意見の集約を図りました。私も、それからここにおります逢坂政務官も、幾たびとなく知事会の代表の皆さん、それからこの一括交付金の担当の知事という岐阜県の知事がおられるんですけども、その岐阜県の知事などから意見を伺いました。いろんな意見が出まして、ここでももう出たこ

となんですけれども、一括交付金化の名の下に削減をするのではないでしょうね、それは絶対駄目ですよとか、それから一括交付金化する場合には事前の国の関与はもうなくしてもらいたいというようなこと、それから、先ほど議論ありましたけれども、急に変わらなうな配慮が必要ですよ、そういう意見がありました。それらはおおむね織り込んだつもりであります。それについてる先ほど来議論があったところで。

これから、一回決めたならこれで終わりじゃなくて、これからもこの事業を進めながら知事会等から意見を聞きたいと思いますし、次は市町村分に取りかかりますので、当然市町村の皆さんの意見も、今度は時間が多少ありますので、都道府県分よりももっと時間がありますので聞けると思います。

それから、これ、実際やってみますというんなことが出てくる可能性があります。事前関与しないと云ったのに、ある省はやっぱり何かかんが言ってくるよとか、そういうことは十分考えられます。そこで、駆け込み寺ということでもないんですけれども、地域主権戦略室、内閣府の方に相談窓口を設けて、話が違ふよとかこはこう改良してもらいたいというようなところはちゃんとそれを受け付けて、私も入ります地域主権戦略会議の中でそのことを一つずつ解決をしていきたい、問題が生じたら解決をしていきたい、こういうアフターケアまで付けて事業を進めたいと思っております。

○糸数慶子君 大いに期待をしてみたいと思います。

次に、沖縄振興自主戦略交付金の対象事業についてであります。これは都道府県からの多様な意見、要望の反映に関連して、沖縄振興自主戦略交付金についてまず具体的に伺いたいと思います。

地域自主戦略交付金の総額の五千二百二十億円のうちの三百二十一億円は沖縄県分、これは沖縄振

興自主戦略交付金として計上されています。沖縄県におきましては、沖縄振興の趣旨を踏まえて沖縄県分の交付金が別枠で措置されたことについては一定の評価をしているものの、選択できる対象事業が九つに限定されていることもあり、この交付金の使途拡大を要求してまいりました。そのため、県の平成二十三年度予算案ではその一割を計上しております。

対象事業の拡大は沖縄県のみならず全ての都道府県の要望であらうと思われれますが、今回の対象事業を九事業に限定した理由と今後の対象事業拡大について、その方針をお伺いいたします。

○国務大臣(片山善博君) これは、先ほど申し上げましたけれども、今回、各省の協力を得まして財源を供出していただきました。こういう言い方はいいのかどうか分かりませんが、幾つかの省から供出をしてもらいました。そのことを私は非常に感謝をしております。当初、私が大臣に就任したときには各省が協力してくださると言っていたのはたったの二十八億円でした。これではとても物事は進まない。そこで、私も一生懸命訴えましたけれども、菅総理の方が各省の大臣にそれぞれ厳しく話をいただきまして、結果として五千二百二十億円の供出が得られたわけでありました。その労に報いるというわけでもないんですけれども、取りあえずは持ち寄ったところ、一定の株があると言っているいかもしれませんが、その株の範囲内でやっぱり自由化を進めるといふのが第一段階としては常識的ではないだろうかというのが判断であります。

もちろん、その経緯は経緯としても、自治体の自由度を高めるという観点からは、もともと九つ以外に踏み出したらいんじゃないかという意見は当然あります。現に沖縄県の仲井真知事さんからも、早速私も直接話を伺っております。沖縄ではこんな問題やこんな問題があると、だから九つの事業以外にもっと有効な金の使い方もあるから是非これを拡大してもらいたいという話を受けておりますが、ちょっと初年度はやっぱり今

申し上げたような経緯でこの範囲内にとどまらせていたいただきたいということも知事には申し上げます。

今後の問題としてこれをどうするかというのは、これからの議論だろうと思います。いろんな議論がありますから、また各省は各省の言い分もありまますから、それらをよく聞いて合せて、議論を踏まえて、今後のことは検討していきたいと考えております。

○糸数慶子君 最後に、沖縄一括交付金の中で、これ仮称であります、沖縄振興一括交付金の先行実施について伺いたいと思います。

現行の沖縄振興特別措置法及びこれに基づく沖縄振興計画が平成二十三年度末にその期限を迎えることもありまして、平成二十二年三月には将来の基本構想を示した沖縄二十一世紀ビジョンを策定するなど、新たな沖縄振興の枠組み構築に向けた検討を進めているところですが、その取組の一つとして沖縄振興一括交付金（仮称）の創設を求めています。

沖縄振興一括交付金（仮称）は、沖縄独自の制度として、現行の沖縄振興特別措置法等により措置されている予算総額を確保するとともに、これを自由度の高い財源として活用できるようにすることを旨とするものでありまして、民主党は二〇〇九年度衆議院選の際に公表いたしました民主党政策集の中のインデックス二〇〇九に、ひも付き補助金の廃止、一括交付金化についても、まず沖縄県をモデルとして取り組むことを検討しますとしておりまして、沖縄県としてはこの一括交付金、これ仮称でございますが、沖縄振興一括交付金を政府が全国的に導入しようとしている一括交付金化の先行事例として創設してもいいのではないかというふうな考え、要望してまいりました。

こうした沖縄向け交付金のモデル的先行実施を行わず、全国一律に地域自主戦略交付金、これを創設することにした理由を明らかにしていただきたいと思ひます。

○国務大臣（片山善博君） 今おっしゃられたよう

な経緯がもちろんあるんですけれども、言わば沖縄をモデルとしてやって、あとの残余の四十六都道府県の財政措置が付いていくという多分想定だったのかもしれないんですが、もういいことは早くやるということ、他の四十六都道府県も、ちよつと沖縄とはやり方は違ひますけれども、同じようなレベルに達したということだと思ひます。

ただ、沖縄の場合は元々、昔、沖縄開発庁という役所の下に各省の補助金を一括化していたわけでありまして、そういう意味では一括交付金化の先行事例でもあるんです。もちろん仕組みはかなり違ひますけれども、そういうことで、非常に沖縄の場合は集約しやすいという面がありまます。ですが、今回、各省の協力ができましたので、都道府県分についても一定の集約ができましたので、それならば同時スタートの方がいいのではないかと、ということで今回のような仕組みにしているわけでありまます。

○糸数慶子君 ありがとうございます。時間でございますので、終わりたいと思ひます。

○委員長（松井孝治君） 他に発言もありませんので、質疑は終了したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

内閣府設置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（松井孝治君） 多数と認めまます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、山谷君から発言を求められておりますので、これを許します。山谷えり子君。

○山谷えり子君 私は、ただいま可決されました内閣府設置法の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党、公明党及びみんなの党の各派並びに各派に属しない議員糸数慶子君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

内閣府設置法の一部を改正する法律案に
対する附帯決議案

政府は平成二十三年東北地方太平洋沖地震による被害の甚大性・広域性等にかんがみ、地域自主戦略交付金についてはその存続の是非も含め、平成二十四年度以降の取扱いについて検討し、平成二十三年中に結論を得るものとする。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長（松井孝治君） ただいま山谷君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（松井孝治君） 全会一致と認めまます。よつて、山谷君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、片山内閣府特命担当大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。片山内閣府特命担当大臣。

○国務大臣（片山善博君） ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○委員長（松井孝治君） なお、審査報告書の作成につきましましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じまます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（松井孝治君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十七分散会

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。一、子ども・子育て新システムを導入しないこ

とに関する請願（第二九三号）（第三〇四号）

第二九三号 平成二十三年三月十六日受理
子ども・子育て新システムを導入しないことに関する請願

請願者 群馬県安中市高別当八八ノ三
井加代子 外二百九十九名

紹介議員 吉田 忠智君

現行保育制度は、国と自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源保障と応能負担を制度の柱としており、全ての子供の保育を受ける権利と発達を保障するためには、現行保育制度の堅持・拡充こそ必要である。しかし、政府が検討を進めている「子ども・子育て新システム」は、全ての子供を社会全体で支援するとしながら、直接契約を基本とする保育の市場化と公的責任の縮小、最低基準の廃止、保育料の応能負担の導入、拙速な幼保一体化などを提案している。これらは現在の保育水準を低下させ、子供と保護者、保育者に一層の負担を強いるだけでなく、経済的に困難な家庭や障害のある子供など福祉を必要とする家庭や子供が排除されかねないこと、また施設の安定的な運営が困難になることなどが危惧され、さらに財源確保についても明確に示されていないことも問題である。子供の貧困、子育て困難が広がり、待機児童解消が緊急の課題になっている状況を踏まえれば、国と自治体の責任を確保しながら、関連予算の大幅増額により、保育・幼児教育・子育て支援・児童保育の制度を拡充すべきである。全ての子供に質の高い保育を受ける権利を保障する立場から「子ども・子育て新システム」の導入に反対し、現行制度を解体するのではなく、財源確保の上で保育・幼児教育・子育て支援・児童保育施策の拡充を求める。

ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、保育を市場化し、国・自治体の責任を後退させる「子ども・子育て新システム」を導入しないこと。

二、幼保一体化の検討は拙速に結論を出さず、子供を含む当事者の意見を基に、慎重に行うこと。

第三〇四号 平成二十三年三月十七日受理
子ども・子育て新システムを導入しないことに関する請願

請願者 愛媛県今治市阿方甲五五三ノ九
井村真澄 外百九十九名
紹介議員 山本 順三君
この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

三月三十日本委員会に左の案件が付託された。
一、内閣府設置法の一部を改正する法律案

内閣府設置法の一部を改正する法律案
内閣府設置法の一部を改正する法律

内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第七号を同項第七号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

七 地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施されるものとして政令で定める事業又は事務に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関すること。

第四条第三項第十五号中「第七号」を「第七号の二」に改める。

附 則

この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

第一部

内閣委員会会議録第三号

平成二十三年三月三十一日

【参議院】

平成二十三年四月十一日印刷

平成二十三年四月十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C